

特許庁委託事業

イラクの知的財産制度および
その運用に関する調査

2019 年 3 月
独立行政法人 日本貿易振興機構
ドバイ事務所
知的財産権部

目次

1. はじめに イラク経済の概要、イラクの商業流通および物的流通の概要を含む（輸出入統計を含む）	4
2. 知的財産に関するイラクの国家戦略.....	14
3. 知的財産に関するイラクの法令と条約の概要	17
4. 知的財産保護を含む知的財産に関するイラクの政府部局 必要な文書、没収前の手続、没収後の手続、手数料、預託手数料、代理人報酬、 手続の流れ図.....	20
5. イラクの知的財産保護に関する司法制度と裁判所	26
6. 税関による知的財産の執行.....	33
(1) 適用法.....	33
(2) 模倣品に対する差止命令.....	33
(3) 税関での知的財産権登録制度	34
(4) 差止命令の手続.....	35
(5) 税関での情報共有（データベースなど）	39
(6) 税関による国境管理の実際の運用	39
7. 警察による知的財産の執行.....	40
(1) 適用法.....	40
(2) 模倣品に対する差止命令.....	40
(3) 強制捜索の手続 必要な文書、強制捜索前の手続、強制捜索後の手続、手数料、預託手数料、 代理人報酬、手続の流れ図	40
(4) 警察の実際の運用	42
(5) 刑事訴訟の手続.....	42
(6) 典型的な成功事例および不成功事例ならびにこれから導かれる提案.....	48

8. 司法的救済（民事訴訟）	49
(1) 適用法.....	51
(2) 裁判所の手続、管轄、訴訟費用	52
(3) 証拠の収集.....	56
(4) 過失訴訟（算定の基準その他）	56
(5) 典型的な成功事例および不成功事例ならびにこれから導かれる提案.....	57
9. 他の行政組織の強制	61
10. イラクでの知的財産保護および模倣品取り締まりに関する非営利団体（NPO）お よび NGO の概観.....	66
11. 知的財産保護に関連する政府関係局の連絡先	66



الله أكبر



イラク

1. はじめに

イラクは、西アジアの共和国であり、人口は 3,700 万人、土地面積は 43 万 7,072 平方キロメートルである。首都はバグダッドで、話されている言語と公用語はアラビア語とクルド語である。イラクは、アラブ人、クルド人、アッシリア人、トルクメン人、シャバク人、ヤズディ人、アルメニア人、マンダヤ人、チェルケス人およびカウリーヤ人など、様々な民族集団の故郷である。



地理的所在

イラクは、北でトルコと国境を接し、東はイラン、南東はクウェート、南はサウジアラビア、南西はヨルダン、西はシリアと国境を接している。

略史

以下は、イラクの歴史と重要事件の年表である¹。

- **1534～1918 年** オスマン帝国の統治
- **1917 年** 英国が支配権を奪取し、イラク国を創設する。
- **1932 年** 独立、その後クーデターが続く。
- **1958 年** 軍事クーデター中にイラクが共和国とる。
- **1974 年** イラクがクルド人地域に限定的な自治権を与える。
- **1975 年** イラクとイランが国境紛争を終結させる条約に調印する。
- **1979 年** サダム・フセインが大統領に就任する。
- **1980～1988 年** イラン・イラク戦争。
- **1990 年** イラクがクウェートに侵攻し、国際社会との衝突が不可避の状況になる。
- **1991 年** イラクに対し制裁措置と武器査察が行われ、飛行禁止区域が設定される。イラク北部に国連の承認したクルド人保護区が設定される。イラクが保護区内の軍事行動をすべて終結するよう命令される。
- **2003 年** 米国主導の連合国が侵攻し、ゲリラ戦と不安定の時代が始まる。ティクリートでサダム・フセインが捕らえられる。
- **2004 年** 戦闘は継続。米国がイヤード・アッラーウィー首相率いる暫定政府に主権を移譲する。サダム・フセインがイラクの法的保護下に移される。
- **2005 年** 暫定国民議会（Transitional National Assembly）の選挙。マスウド・バルザーニがイラク・クルディスタン地域大統領に就任の宣誓をする。米国主導の侵攻以降、イラク国民による最初の満期の政府・議会の選挙であった。
- **2006 年 12 月** サダム・フセインが人道に対する罪で処刑される。
- **2007 年 1 月** ジョージ・W・ブッシュ米大統領が、新イラク戦略を発表。数千名を超える米軍部隊が派遣されてバグダッドの治安を強化する。

¹ <https://www.bbc.com/news/world-middle-east>

- **2008 年 11 月** 議会が、米国との安全保障条約を承認。これに基づきすべての米軍部隊が 2011 年末までにイラクを離れることが予定される。
- **2010 年 3 月** 選挙。12 月、議会がすべての主要党派から成る新政府を承認。米国主導の侵攻から 7 年で、最後の米軍旅団がイラクを離脱。
- **2013 年** スンニ派の暴動が激化し、2008 年当時と同程度の暴力状態になる。7 月までに、イラクが再び本格的な党派闘争の状態になったとされる。クルディスタンの首都アルビルへの爆撃が連続して行われた。2007 年以降初めての攻撃となった。
- **2014 年 6 月～9 月** イスラム国（Islamic State of Iraq and the Levant）の主導するスンニ派反乱軍がアンバール県からなだれ込み、イラク第 2 の都市であるモスルやその他の主要都市を奪取する。残虐行為の中を数万人が逃れる。政府がクルド人軍、米国、およびイランから支援を受けて反撃する。
- **2014 年 12 月** イラク政府とクルド人地域指導部が、イラクの石油資源と軍用資源を共有する協定に調印する。この協定により、イスラム国に代表される共通の脅威に直面して国の再統合が促進されることが希望されていた。
- **2017 年 11 月** 政府軍がシーア派とクルド人の連合軍を伴って、少数の砦を除く全域からイスラム国を駆逐する。地域政府が独立クルディスタンに移行することを止めるために軍がクルド軍を攻撃して押し返す。
- **2018 年** 議会選挙。シーア派聖職者ムクタダ・サドルの政治ブロックが最多得票。議会で経験豊富なクルド人政治家バルハム・サーレハを大統領に選出。彼がシーア派議員の大多数の支持を受けて、シーア派の前閣僚であったアーデル・アブドルマハディーを首相に指名。

主要な都市

イラクには、イラクの歴史と存在の両方を規定してきた主要な都市が複数ある。そのうちのいくつか、例えば、カルバラ、ナジャフ、バグダッドは、聖都の地位にあるため、世界中のイスラム教徒が頻繁に訪れる。イラクの都市はそのほとんどが、政治、行政、財務、および商業の中心地となっている。イラクの最も重要な都市のいくつかについて以下で述べる²。

² <https://www.worldatlas.com/articles>

バグダッド

バグダッドはイラク最大の都市で首都であり、人口は推定 718 万 889 人である。また、アラブ世界ではカイロに次ぐ、西アジアではテヘランに次ぐ 2 番目の大都市である。バグダッドはチグリス川沿いに所在しており、8 世紀に設立され、学問、文化、および商業の中心地へとすぐに発展した。歴史上のバグダッドはチグリス川に沿った通商ルートの支配を可能とする優良な場所にあり、さらに乾燥した気候の中で豊富な水の供給があるために発展が非常に速かった。バグダッドはチグリス川によって、東半分のルサファと西半分のカラクの二つに分けられる。バグダッドは沖積層を起源とするかなり平坦な低地に建設されている。行政上、バグダッドは、9 地区とその下部地区に分けられ、市長が地域サービスに責任を負っている。バグダッドは、イラクの GDP の 40% を占めており、Iraqi Airways と Al-Naser を含むいくつかの機関・企業が所在している。

バスラ

バスラは、シャトルアラブ川沿いのイラクとクウェートの境界付近に所在し、275 万人の推定人口を擁するイラク第 2 の大都市である。バスラには水深のある進入口がないにもかかわらず、イラクの主要な港となっている。バスラは、ササン朝帝国と戦う中でラシード カリフ ウマルの軍隊の一部であるアラブ部族の野営地として 636 年に建設された。「Al-Basra (アル・バスラ)」は「上から見る」の意味で、この都市が戦略的軍事拠点であるために命名された。バスラでは、灌漑に重要な小川や水路がいくつも貫流している。水路は市中の輸送にも利用されていたが、汚染と低い水位のために航行はほぼ不可能である。バスラ住民の大多数は民族学上のアラブ人で、主要な部族である Bani Sa'ad、Bani Khalid、Bani Malik、Bani Assad、および Bani Mansour を含んでいる。バスラの経済は石油産業に大幅に依存しており、イラク最大の油田のいくつかはバスラにある。バスラは、トウモロコシ、米、キビ、小麦、ナツメヤシ、および家畜類を生産する主要な農業地域でもある。

ヒッラ

ヒッラは、イラク中央部のユーフラテス川のヒッラ支流沿い、バビロンの古代遺跡付近にあり、ヒッラ水路の水で灌漑された肥沃な農業地域に所在する。農地からは多様な種類の果物、作物、および織糸が生産される。ヒッラの人口は 172 万 9,666 人で、イラクで 3 番目に大きい。ヒッラはいくつもの書物に記録された文化的な歴史を豊富に有しており、2008 年、美術館と文化的収集物が多数あることを理由にイラクの文化首都に選ばれた。ヒッラにはバビロン遺跡、キシュ遺跡、アルベレスなどの考古学上重要な遺跡もある。

ナジャフ

ナジャフも、イラク中央部、バグダッドの南にあり、イスラム教シーア派の信奉者から聖都の一つと考えられることが多く、国内におけるシーア派信徒の宗教的・政治的な中心地でもある。ナジャフは、ハズラト・アリー・イブン・アビー・ターリブの墓があることで宗教上重要であると考えられており、世界中から多数のイスラム教巡礼者が訪れる。ナジャフの人口は 138 万 9,500 人であり、イラクで 4 番目に大きい。

イラク・クルディスタン

イラク・クルディスタン、公式名「イラクのクルディスタン地域」は、イラク北部に所在する自治地域である。クルド人が一般に大クルディスタン 4 地域の一つと考えているため、南クルディスタンとも呼ばれる。他の地域は、トルコ南東部（北クルディスタン）、シリア北部（ロジャヴァまたは西クルディスタン）、イラン北西部（東クルディスタン）である。この地域は首都をアルビールとし、クルディスタン地域政府（Kurdistan Regional Government: KRG）が公式に統治している。クルディスタンは、議会制民主主義であり、地域議会は 111 議席から成る。2005 年に最初に大統領に選出されたマスウド・バルザーニが 2009 年に再選され、2013 年 8 月、その大統領任期を議会がさらに 2 年延長した³。その大統領職は、任期の延長について政治的党派の合意に達しなかったため、2015 年 8 月 19 日に終了した。

イラクの新憲法は、クルディスタン地域をイラクの連邦構成体と定めて、クルド語とアラビア語をイラクの共有公用語とした。ドホーク、アルビール、スレイマニヤ、ハラブジャの 4 県で約 4 万 6,861 平方キロメートル、人口は 580 万人（2017 年の推定）である。2014 年の 2014 年イラク危機では、イラク・クルディスタン軍がイラク北部の領有権係争地域の多くを占領することもあった。クルディスタン地域政府の支配下にある地域の全体には約 800 万人の住民が含まれる⁴。

クルディスタン地域の設置は、クルド人抵抗派とイラク政府との激しい戦闘があった後の 1970 年 3 月の自治権協定までさかのぼる。しかし、この協定は実施されず、1974 年までにイラク北部で第二次イラク・クルド戦争が勃発した。これがクルド人とイラクのアラブ人統治政府とのイラク・クルド紛争のもう一つの面である。さらに 1980 年から 1988 年までのイラン・イラク戦争、特にイラク軍の Al-Anfal 作戦により、イラク・クルディスタンの住民と環境が大打撃を受けた。1991 年に北部でクルド人が、南部でシーア派アラブ人がサダム・フセインに対する反乱を起こした後、イラク・クルディスタン軍である Peshmerga が、イラク軍の主力を北部から駆逐することに成功した。

³ <https://www.reuters.com/article>

⁴ <https://www.bbc.com/news/world-middle-east-28147263>

イランとトルコの国境地域で犠牲者がかなりの数に上り、クルド人難民危機が起こったが、Peshmerga の成功と、1991 年の第一次湾岸戦争後に欧米がイラク北部に飛行禁止区域を設定したことにより、クルド人自治の基礎が創設されて難民の帰還が促進された。クルド人が政府軍との戦闘を継続したため、最終的に 1991 年 10 月にイラク軍がクルディスタンを去り、この地域に事実上の自治がもたらされた。1992 年、この地域の主要政党である Kurdistan Democratic Party と Patriotic Union of Kurdistan が、半自治のクルディスタン地域政府を設立した。2003 年のイラク侵攻とその後の政治的変動により、2005 年の新憲法承認に至った。

インフラ

イラクは中東地域で 4 番目に人口の多い国であり、確定石油埋蔵量は世界で 5 番目である。前世紀の大部分において、イラクのインフラは中東で最も洗練されたものに含まれていた。特に 1970 年代の原油価格の高騰により、大バグダッド地域での近代的な上下水道と主要道路の計画への支出が行われた。しかし、この資源を大多数のイラク人の生活水準の向上に転換するために必要となるインフラと公共機関は、1980 年代以降数十年にわたる戦争と政治不安により深刻なダメージを受けた⁵。1980 年のイラン・イラク戦争の開始から、1990 年から 1991 年までのクウェートおよび米国主導の連合軍との紛争に続く何年もの制裁措置も、イラクのインフラに深刻な被害を与えた。同時に、米国と連合国は 1990 年代を通じ、そして 21 世紀に至るまで継続的な爆撃作戦を行った。1991 年の紛争によってイラクの少数民族地域での分離独立運動が巻き起こった後は、イラクの中央政府は 2003 年に崩壊するまで、バグダッド周辺のスンニ派の主要な中心部でない地域をほとんど無視していた。しかし、時は過ぎ去り、国民はインフラの継続的改善、ひいては住民の便宜と生活の質の向上に尽力している。

2016 年、日本の新構想により、幹線道路終点の南の港であるバスラの現地水道システムを改善する 8,000 万ドルのプロジェクトが開始した。そして 2017 年 1 月には General Electric がイラクの国家配電網に 3 GW を超える電力を追加または再接続する 14 億ドルのプロジェクトを開始すると発表し、11 月 7 日に世界銀行は、IS の占領から奪回した復興区域に集中するインフラに 4 億ドルの追加支出を行うと発表した。

イラク経済の概観

イラクの経済状況は直近 3 年間の深刻な経済的緊張の後に緩やかな改善を見せている。2017 年末に ISIS が敗北して、現在、インフラを再建し、住民にサービスと就業機会を提供するという大変困難な作業が残されている。イスラム国以前に国の最貧地域であった南部での状況も含め、過去における紛争と放置状態による負の遺産に対処する必要がこれに重なっている。世界銀行は、ISIS 後の復興費用を 880 億米ドルと見積もっている。2018 年 2 月にクウェートで開催されたイラク復興国際会議では、300 億

⁵ <https://www.borgenmagazine.com>

米ドルに相当するコミットメントが行われ、そのほとんどがローンと保証の形式であった。

2017 年の経済成長の回復は予測より低調であった。イラクは OPEC プラス協定に従った原油生産を維持した。2018 年の GDP 全体の成長は、治安状況の著しい改善、原油価格の上昇、および公共・民間の投資の増加予測のおかげで 1.9%のプラスに戻ったと推定される。原油と関連のない成長は、今年は 5.2%と強い回復を見せたと推定され、農業、工業、およびサービス業での裾野の広い成長により下支えされている。2017 年のインフレ率は 0.1%の低さに留まったが、2018 年 7 月には、需要の増加がインフレ率を 1.7%に押し上げた。国内需要の増加と経済への信用の増加（低いレベルからではあったが）により、2018 年にはインフレ率がさらに上昇して平均 2.0%となる可能性が高い。

2018 年の全体の財政収支は、原油価格の上昇を主な原因として、GDP の 1.2%の黒字となる見込みである。2015 年から 2016 年までの世界の原油価格の急落、治安と人道のための出費の増加、そして統治権が弱体であることから、原油収入の明白な減少と財政赤字の急速な拡大に至った。2017 年にこれが縮小したのは、原油価格の回復と、IMF プログラムの枠組み内に現行の支出を含めるべく採用された措置、そして世界銀行による一連の予算支援のおかげである。原油価格の上昇が予測されるため、イラク政府には、財政統合のプロセスが継続することを条件として、復興に支出する財政余地が広くあることになる⁶。

成長と全体として黒字の財政収支により、公債の GDP 比率が 2016 年の 67.3%から減少してほぼ 55%までになると推定される。2018 年、原油価格の上昇により、経常収支が GDP の 2.1%の黒字へと強化され、外貨準備高が 8 カ月の輸入額まで増加し、外部からの衝撃に対する緩衝が再建された。

貧困率は、2012 年の 18.9%から 2014 年の推定 22.5%に増加した。近年の労働市場統計は、福祉がさらに悪化していることを示唆している。失業率は、危機の前は下降していたが、上昇して 2012 年の水準に戻った。生産年齢人口のほぼ 4 分の 1 が十分に活用されていない、つまり、失業または不完全就業の状態にある。国内避難民（IDP）は、いくつもの逆境からの衝撃に打ちのめされている。財産の破壊によりその富の多くを失ったこと、家族が死亡し、病気となり、または（より頻繁にあるのは）負傷するのを目撃したこと、さらには仕事や事業の喪失に直面したことである。これらの衝撃を一度に受けると、その衝撃に対処する力が極度の負担を受けることとなる。仕事のある IDP の成人はほとんどいないため、IDP 世帯で就業している成人は 1 人が他の世帯者を 6 人以上扶養していることになる。

⁶ <http://www.worldbank.org/en/country/iraq/overview>

イラクの前途は有望であり、全体の GDP 成長は原油生産の上昇に支えられ、2019 年には 6.2%に急上昇すると見込まれている。その後数年間で、原油生産はいくらか増加するのみで、全体的な成長は 2023 年まで平均 2.5%に減少すると予測されている。なぜなら、「GoI」（イラク政府）が石油部門への投資を結集する能力に限界があるためである。石油に関連のない成長は、損害を受けたイラクのインフラ網を再建するために必要な投資の増加、個人消費と民間投資の増加により、プラスを維持すると予測される。しかし、石油に関連のない回復が維持されるかどうかは、治安の改善による急速な回復から、健全な融資を伴う高品質の投資経路の実施に移行できるかどうかにかかっている。このように、再建の進展状況が不確実なままであることを前提として、再建について成長の上向きリスクが引き続き（基準線上ではなく）ある。

イラク貿易の概要

イラクは外国貿易が比較的自由であり、国の GDP の 73%超を占めている（世界銀行、2016 年）。政府の新貿易政策のねらいは、国の経済を地域市場および国際市場に統合することにある。イラクでは貿易障壁が非常に少ない。イラク政府は貿易を強化する新たな法律を施行したが、治安の悪さ、重度の腐敗、脆弱な制度、法的保護の欠如、そして構造改革がほとんど実施されないことにより、外国貿易が妨げられている。イラクは、直接の隣国（シリア、ヨルダン、トルコ）との経済的関係を、特に港湾と鉄道の産業において強化した。イラクは、主にペルシャ湾に所在する港を建設することにより、炭化水素輸出能力の強化にも投資している。

原油輸出が国の持続可能な収入源となっているため、原油価格が近年下降しているものの、国の貿易収支は構造的にプラスである。2016 年のイラクの輸出額は 434 億米ドルであるが、輸入額については確実なデータを入手することができない。原油は、国の輸出額のほぼ 95%を占めている。

2014 年のイラク全体の輸出額および輸入額

輸出総額（FOB）は 845 億 600 万米ドル

輸入総額（CIF）は 370 億 6,400 万米ドル

HS 6 桁レベルでは、21 の製品を 16 カ国に輸出し、1,280 の製品を 89 カ国から輸入している⁷。

⁷ <https://wits.worldbank.org/countrysnapshot/en/IRQ/textview>

2014 年の HS 6 桁レベルでの輸出品と輸入品のトップ 5

- イラクから世界への輸出額での HS 6 桁レベルの製品トップ 5 とその 2014 年の貿易額は、以下のとおりである⁸。

イラクの輸出した石油および瀝青油が、84 兆 1,298 億米ドル

イラクの輸出した石油など（原油を除く）、調合品が、2,799 億 4,914 万米ドル

イラクの輸出したその他のエチレングリコールのモノアルキルエーテルが、430 億米ドル

イラクの輸出したその他の潤滑剤調合品で石油含有率が 70%未満のものが、230 億 9,144 万米ドル

イラクの輸出した羊または子羊の羊毛付き原皮が、115 億 9,980 米ドル

- 世界からイラクへの輸入額での HS 6 桁レベルの製品トップ 5 とその貿易額は、以下のとおりである。

イラクの輸入した天然ガス（液化）は、4 兆 410 億 7,524 万米ドル

イラクの輸入した鉄パイプ（i/s,int/ext circ c sect,wld ext dia >40）は、3 兆 8,701 億 8,947 万米ドル

イラクの輸入した、鉄、ナスまたは溶接の管及び中空の形材は、3 兆 8,178 億 2,657 万米ドル

イラクの輸入した天然ガス（気体）は、2 兆 3,456 億米ドル

イラクの輸入した石油など（原油を除く）、調合物は、2 兆 933 億 7,785 万米ドル

- 2014 年のイラクの輸出・輸入の相手国トップ 5

イラクが 2014 年に輸出した相手国トップ 5 およびその占有率

イラクの特定されていない国への輸出額は、843 億 300 万米ドル（99.76%）

イラクのアラブ首長国連邦への輸出額は、1 億 2,900 万米ドル（0.15%）

イラクのシリア・アラブ共和国への輸出額は、3,400 万米ドル（0.04%）

イラクのトルコへの輸出額は、1,800 万米ドル（0.02%）

イラクのヨルダンへの輸出額は、1,400 万米ドル（0.02%）

⁸ <https://wits.worldbank.org/countrysnapshot/en/IRQ/textview>

イラクが 2014 年に物品を輸入した相手国トップ 5 およびその占有率

イラクの中国からの輸入額は、105 億 600 万米ドル（28.35%）

イラクのアラブ首長国連邦からの輸入額は、55 億 3,500 万米ドル（14.93%）

イラクの特定されていない国からの輸入額は、52 億 2,600 万米ドル（14.10%）

イラクの韓国からの輸入額は、29 億 500 万米ドル（7.84%）

イラクの米国からの輸入額は、24 億 3,100 万米ドル（6.56%）

2014 年の開発指標

2014 年のイラクの主要な開発指標は、以下のとおりである⁹。

- イラクの GDP は、2,346 億 4,800 万名目米ドル
- 1 人あたり GNI（アトラス法）は、6,700 名目米ドル
- イラクの貿易収支の GDP 比は、4.39%
- 貿易収支は、103 億名目米ドル
- 貿易の GDP 比は、78.29%
- サービス取引の GDP 比は、8.06%

⁹ <https://wits.worldbank.org/CountryProfile/en/Country/IRQ/Year/LTST/Summarytext>

2. 知的財産に関するイラクの国家戦略

現在のところ、イラクでは知的財産に関して明確な、または先進的な国家戦略は実施されていない。1931年に最初の商標法が制定され、これが1957年商標・商業データ法第21号に置き換えられた。その後イラクは、工業所有権の保護に関するパリ条約（1967年ストックホルム条約）を1975年法律第212号により批准してその加盟国となった後、世界知的所有権機関（WIPO）を設立する条約の加盟国となった。イラクはまた、1970年に特許・工業意匠に関する法令を、1971年に著作権法を施行した。

バース党の支配下にあったイラクは、サダム・フセインの統治下で、法律・経済的に孤立していた。そのため、中東を含む他の国々が知的財産制度を発展させて国際標準を採用したのに対し、イラクでは新たな知的財産法が制定されなかった。

米国主導の対イラク戦争が2003年に終了した後、国際連合安全保障理事会決議1483および戦争に関する法律を引用することにより、連合国暫定当局（CPA）が2003年5月に設立され、イラク政府に優越する行政権、立法権、司法権が2004年の解散まで付与された。その間、CPAは数多くの命令（法律）を發布し、イラクの知的財産法を改正する3つの命令も発した。すなわち、命令第80号（商標法）、命令第81号（特許法）、および命令第83号（著作権法）である。これらの命令は、イラク人民の経済状態を改善する必要に応じてイラクの知的財産制度に顕著な変更をもたらすことを意図し、かつ希望して發布された。これらの命令は、国際的に承認された現行の知的財産保護標準にイラクの知的財産法を合致させること、世界貿易機関の現代的な標準をイラクの法律に取り入れようとすることも目的としていた。

上記の各命令の前文には、命令の發布から意図する方向性についての考えと、命令がその行動のために根拠とした背景についての見方が記されている。

「CPA の行政官としての私の権限に基づき、かつ戦争の法律および慣習に基づいて、かつ関連する国連安全保障理事会決議（決議 1483 と 1511（2003 年）を含む）に従って、統治評議会と密接に協働して、イラク人民に利益をもたらす必要に応じた経済的変動がイラク人民に受入可能な方法で行われることを確実にし、イラク人民の経済状態を向上させる必要に応じてイラクの知的財産制度に顕著な変更をもたらそうとする統治評議会の希望を承認し、全イラク人の生活状態、技術的能力、および機会を向上させ、失業およびこれに関連した公共の安全への有害な影響と闘うことを決意し、会社、貸主、および事業家がその知的財産を保護される公正、効率的、かつ予測可能な環境を必要としていることを認識し、現行のイラクの特許・工業意匠法および関連規則のいくつかの規定が国際的に承認された現行の保護標準に合致していないことに留意し、イラクが世界貿易機関として知られる国際貿易システムの正規の一員となるためにイラク統治評議会の明示した利益、および現代の知的財産標準を採用する希望を承認し、イラクを発展させ、透明性の低い中央集権的計画経済から持続可能な経済成長を特徴とする自由市場経済への移行を動的な民間部門の確立により行う必要、ならびにこれを有効とするために制度および法律の改革を実行する必要に関する 2003 年 7 月 17 日の安全保障理事会への事務総長報告に従った方法で行動し、

統治評議会と密接に協議し、かつ連携して行動し、私はここに、以下を公布する……」

しかしながら、上記命令は、知的財産権を過度に保護して現地イラク経済に害を及ぼすものとして多方面から非難された。2006 年の『Indian Journal of Law and Technology』第 2 巻で発表された「新世界秩序における知的財産権とパブリック・ドメイン」と題する研究において、著者の John Frow 教授は、無形物品の財産権のグローバルな組織化における変動を扱い、重要な三つの変動の一つとして、「イラクの知的財産権制度の変更、および知的財産保護と貿易との連結」を挙げている。同教授は特に、イラク特許法を改正した命令 81 について論評し、以下のように述べている。

「上記命令により強制された変更により、農業者間で行う種子の貯蔵および交換が、その種子が保護された品種であれば必ず違法とされる。農業者が使用して、数千年にわたり選択育種により開発されてきた伝統的な作物品種に対し、この命令による保護を行うのは適切でない。なぜなら、伝統的な作物は、科学的に育成された交配種や遺伝子組換え作物と異なって変化しやすく不安定であり、登録に必要とされる「区別性、均一性、および安定性」の条件を満たさないからである。したがって、農業者がこれにより育成を許可される種子（農業再建の名の下に多国籍企業がイラクに持ち込む「保護された」作物品種）は、企業の所有に属することになる。そのため、新たに米国が課した特許法により、多くの意味で、種子に対する独占的権利のシステムが導入されている。」

同教授は、さらに以下のように続けている。「特許および著作権に関する命令は米国の支持する二国間交渉の極端な結果と考えられており、ここでの貿易特権は知的財産保護の増加と引き換えの条件とされたものである。」

命令が発布された背後の意図とそのイラクの知的財産制度に対する影響に関する論争にかかわらず、上記命令の規定は適用法の一部となっており、イラクの知的財産に関する戦略の今後の発展を示しているとも言える。

イラクにおける模倣の概観

イラクは、過去数年間に商標侵害および模倣の顕著な増加を経験した。この増加は、対クウェート戦争の開始後にイラクが受けた十年以上にわたる制裁措置に加えて、政治不安、不安定な治安状況などのいくつかの要素が原因となっている。このような環境が、知的財産権の執行が困難な地域や区域で取引を行うことにより利益を最大化しようとする模倣者の温床となっていることは周知の事実である。

模倣行為の増加はブランドを知っているイラクの消費者からの需要が大きいことによるが、模倣品の蔓延や侵害の原因となる主要なものは、以下のとおりである。

- 巨大市場の需要
- 多数の有名な製品が不足／欠如していること
- 厳格な国境管理がないこと
- 税関の登録制度がないこと
- 消費者の購買力
- 国の所在位置

上記のすべてが、模倣された補修部品、ぜいたく品、香水、化粧品、電子部品、食料品、および医薬品など、あらゆる種類の物品に影響するイラク国内での高度の侵害行為および模倣行為の原因となっている。

同時に言及すべきことは、侵害者が模倣品の取引を行ってはいないが、その店の看板、ケース、またはその他の印刷素材にブランド名を使用しており、その一方でオリジナル製品や他のブランド名を付した製品も実際に販売しているという、侵害行為が多数あることである。

最後に、侵害行為と模倣行為が高度のレベルにあるものの、イラクは、商標権の保護を受けるために最近イラクで認められる救済手段を利用しようとするようになってきた国際貿易業者とブランド所有者の関心を引くことを目的として、自国の経済を育成して法律を発展させる努力を継続している。

3. 知的財産に関するイラクの法令と条約の概要

国法

以下に、イラクにおける国の IP 法令と IP に関連する法令の主なものを列挙した。

1957 年商標・地理的表示法（第 21 号）およびその改正：この法律は 1957 年の発布当時の要求に沿った初期段階の法律であり、1970 年から 2010 年までの間に数回改正された。最も直近の法改正では法律の名称を変更し、現在の名称は「商標・商標的表示法」となっている。

1970 年特許・意匠法（第 65 号）およびその改正：特許と意匠の登録を定めた法律である。

1970 年の著作権法（第 3 号）：文学的発表物に保護を与える古い法律である。この法律は、文学的発表物に著作者の死亡後 25 年間、および最初の発表の日から 50 年間の保護を認めており、その後は、何人も、文学的発表物について経済的権利者の事前の同意を得ずに発表することが認められる。

上記に加えて言及すべきことは、この法律が、最初の 1970 年から、CPA 命令第 80 号の発布まで改正されなかったことである。この法律は、技術革新を行った者、ソーシャル・メディアのウェブサイトを通じて発表されたもの、製品図面および楽曲について法的保護を与えていなかった。

CPA の適用した改正

2003 年、イラクでの制度変更の後に CPA が設置され、数多くの命令（法律）を発布した。この法律は、立法当局（イラクの議会が代表する）が討議して発布した一連の規定と定義することができる。

イラク国内の戦争と米国による占領の後、CPA が設立され、行政権、司法権、立法権を与えられた。立法権の一環として、CPA は、犯罪の刑罰を規定し、またはイラク人が規制される態様に直接影響する（イラク法の変更を含む）、イラク人民に対し拘束力を有する指導または指令（命令と呼ばれる）を発布した。

一般的に、CPA の発した命令は法律と同一の効力を有するが、ここで述べるべきは、その命令の最終的な行く末がイラクの政府がこれを適用しようとする意志へとつながったことである。知的財産権に関する命令は、現在でも適用されている。その中でも知的財産を直接扱う 3 つの命令がある。

命令第 80 号：1957 年イラク商標法第 21 号を改正

命令第 81 号：1970 年特許法第 65 号を、特許、意匠、不開示情報、集積回路および植物品種に関する法律に改正

命令第 83 号：1971 年著作権法第 3 号を改正

上記の他に、以下の法律がイラク国内での知的財産権保護に効力を有する。

2017 年の商業的代理を規制する法律第 79 号：この法律は、2000 年の商業的代理を規制する法律第 51 号（旧法）に取って代わるものであるが、クルディスタン議会からの承認を受けていないために、クルディスタン地域では旧法が適用されている。この両法律は、イラクでの会社の独占的現地代理人／代理店を指名する手続の決定を扱っているが、新法には、物品の並行輸入を規制する規定が含まれている。

上記がイラクでの知的財産に該当する国法のすべてであり、クルディスタンでは、知的財産の分野に別の法律を有さず、適用してもいないため、これと同じ法律（商業的代理法を除く）が適用されていることを注記する。

工業所有権の貿易に関連する側面（TRIPS）に関する WTO 協定に従って、単一の機関において知的財産に関する任務をすべて統合する知的財産法の草案が、起草し直された上で、2017 年 10 月に議会の立法審査に送付された。オリジナルの草案は 2007 年半ばに完成したが、それ以上の進展はなかった。この法案は知的財産のあらゆる面（商標、特許、意匠、著作権、ドメイン名、地理的表示など）を対象としている。この法律はいくつかの面で米国の知的財産に関する法律に基づいており、知的財産の分野で見られる進展をすべて取り扱っているため、現代的な法律と考えられている。さらに、この新法を起草する際の要請に従って、知的財産部が設置される。これは閣僚評議会に関係した機関で、その長である Director General は知的財産のあらゆる面を担当する。このことは、商標局が工業省に関係し、特許および意匠の登録局が計画省に、ドメイン名の登録局が通信省に、著作権の登録局が文化省に関係しているイラクの現在の状況においては顕著な発展である。

提案された法律が実施された場合、イラクの知的財産についてより良い保護が確実に促進される。

国際条約

1976 年にイラクは WIPO を設立する**世界知的所有権条約**に加盟した。この条約は 1967 年 7 月 14 日にストックホルムで調印され、1970 年に発効し、1979 年に改正されている。

イラクでは 1976 年に**工業所有権の保護に関するパリ条約**が発効した。パリ条約は 1883 年に採択されており、広義の工業所有権（特許、商標、工業意匠、実用新案、サービス・マーク、商号、地理的表示、および不正競争防止を含む）に適用される。この国際協定は、創作者の知的成果物が外国で保護されることを保障する一助となる主要な第一段階であった。パリ条約は 1883 年に締結され、1900 年にブリュッセルで、

1911 年にワシントンで、1925 年にハーグで、1934 年にロンドンで、1958 年にリスボンで、1967 年にストックホルムで改定され、1979 年にも改正された。

2014 年 8 月 29 日にイラクは、2006 年 3 月 27 日にシンガポールで採択された**商標法に関するシンガポール条約**に加盟した。この条約はイラク共和国に関して 2014 年 11 月 29 日に発効した。シンガポール条約の目的は、行政上の商標登録手続の調和のために現代的かつ動的な国際的枠組みを創出することにある。

4. 知的財産保護を含む知的財産に関するイラクの政府部局

商標登録

バグダッドでは、鉱工業省の商標部門が、1957 年商標法第 21 号に基づきイラクで商標権を付与する権限を有する唯一の機関である。イラクは知的所有権に関するパリ条約とシンガポール商標条約の加盟国である。2003 年の出来事の後、商標部門は、鉱工業省に移動して法務部に組み込まれた。現在は産業開発・組織部の構成内にあり、調査登録部、法務部、管理部と財務部に分けられる。この機関は、Alaa Moussa Ali 氏を長とし、鉱工業省（Nidal Street, Baghdad）に所在する（電話番号：+96418162006）。

留意すべきことは、2016 年 11 月付けで新制度がバグダッドで施行されたことである。これにより商標局が実務の変更を採用して、審査 → 承認 → 提出 → 公開 → 登録の順序で新実務が開始することになった。旧制度では提出 → 審査 → 承認 → 公開 → 登録の順序であった。新制度の下では、審査報告書が発行されて商標が承認または拒絶されるまで出願の提出ができない。審査で承認された場合、出願の詳細事項が自動的に発行され、追って官報で商標が公表されることになる。審査で拒絶された場合、出願人には、拒絶を受け入れるか、商標局に公式拒絶通知の発行を求め、公式拒絶通知を受けてから 30 日以内に裁判所に拒絶の不服申し立てを行うかという 2 つの選択肢がある。

しかしながら留意すべきこととして、商標局での案件の停滞状況によっては、新制度の下での新規出願の審査と提出に 90 日ほどかかることがある。審査官は、出願された先行出願を調査して、引用がある場合にのみ、審査手続で先行出願日を考慮することになる。ただし、出願人は、新規の番号および日付を得る新規出願が承認された後、その優先権（先行出願日）を正式に失うことになる。

クルディスタンでの商標登録の担当省庁は、クルディスタン地域政府の商工業省である。この機関は、Mosheda Mahjad Zayor 氏が統括しており、所在地は、商工業省（60 Metry Street, Erbil, kurdistan）である（電話番号：+9640662273919、+9640662273911）。

会社／企業が商標を登録するには、以下の文書が必要とされる。

- 商標所有者の国のイラク大使館に宛てたイラク人弁護士の名義の公証かつ認証された委任状
- アラビア文字で記載された商標の名称を、英語名の上に英語名より大きなフォントで記載した文書。商標の意味をアラビア語で付する。
- 出願に記載したすべての分類ごとに商標の図を 10 個

指定された下位分類で新規商標を提出した後、下位分類それぞれについて別々に出願の調査が行われる。商標が承認された場合、その登録される下位分類の数にかかわらず、1個の商標とみなされることになる。しかし、1個の下位分類において商標出願が拒絶された場合、商標所有者は、当該下位分類の放棄を選択することができるが、拒絶された下位分類への登録を要求することもでき、この場合には、拒絶にもかかわらず商標が預託され、登録局は商標登録を行う弁護士に対し、商標の最初の調査に基づく拒絶書（letter of rejection）を交付する。この場合、商標登録を行う弁護士は、商標を拒絶した登録局に対し訴訟を提起する権利を有し、類似商標に対し異議を提出していた場合には、類似商標の所有者に対しても訴訟を提起する権利を有する。この訴訟は、拒絶の決定の通知を受けた日より30日の期間内に管轄の商事裁判所に提起する。

そして登録される商標は、官報に連続3回（1回ごとに分けて7日間ずつ）公開される。最初の官報での公開は、鉱工業省のウェブサイトである<http://www.industry.gov.iq/>で見ることができる。3回目の商標の公開の後に、異議期間が開始され、この90日の期間中に異議が提出されず、商標出願所有者が手数料を支払うと、証明書が遅れたとしても商標登録は行われることになる。商標登録により、クルディスタン地域を含むイラクのすべての市においてその商標が保護されることになる。

そして登録された商標は、3年間使用されないと取り消しの対象となる。この使用は、イラクでも他の国でも構わない。

注記：留意すべきことは、バグダッドの商標局が、出願番号50000号から72000号までのすべての係属出願を、旧制度下での出願であることから保留したことである。したがって、まだ公開されていない登録は、係属したまま手続が進んでおらず、新制度下で新規出願を再提出すべきである。再提出の期限が特に定められていなくても、出願番号が50000号から72000号までの商標については、登録局が具体的な期限を発表する前に可能な限り早く再出願することが推奨される。いずれにしても、第三者が新制度の下で行った新規出願が保留されている先行係属出願と類似する場合、商標局は、保留されている出願を、5営業日以内に新制度下で再提出するよう求めてくる。再提出しないと、商標局は、第三者の提出した新規出願を承認して、従前の出願を拒絶しなければならないことになる。

特許の登録

特許は、計画省の標準化・品質管理中央機関（COSQC）の知的財産部に登録される。この機関は、Wissam Said Assi氏を長とし、電話番号は+9647785180/1/2/3/4、電子メール・アドレスは、cosqc@cosqc.gov.lb、patent@cosqc.gov.lb、住所は、Iraq - Baghdad - AlJderyaである。この部は、以下の課から構成される。

- 特許・意匠課
- 投資課
- 技術革新作業文書化課

この事項に関する適用法は、1970 年の特許・意匠法第 65 号（命令第 81 号により改正され、特許、意匠、不開示情報、集積回路、および植物品種法となった）と、1970 年特許・工業意匠法第 65 号を改正する 2002 年法律第 5 号、1970 年特許・意匠法第 65 号の最初の改正法である 1999 年法律第 28 号である。出願人が新規特許を登録するには、特許出願書に記入して関連文書とともに提出すべきである。提出する写しがあれば、指定当局の認証を受けるべきであることに注意を要する。出願書の題名は、発明の名称と合致したものであることを要する。出願書には、以下の情報を記載することを要する。

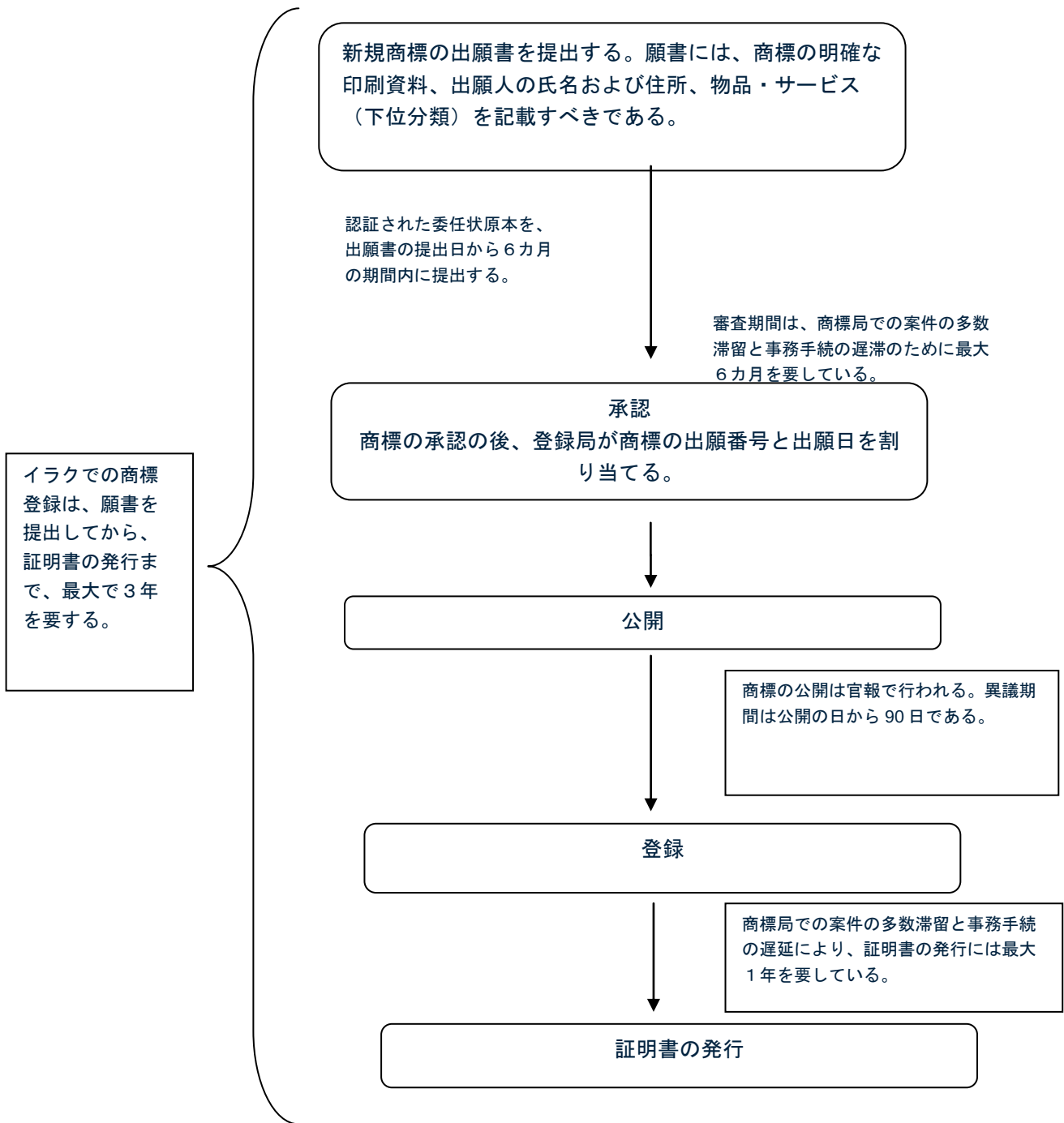
1. 発明の名称：名称は、要約した上でアラビア語と英語の 2 言語で記載すべきである。
2. 出願人の氏名：氏名は、名－父の名－姓の順で出願人の身元と一致したものとするべきである。出願人が会社である場合、その名称は、その登記した正式名称と一致したものとする。特許に関係する出願人が複数ある場合、氏名・名称を優先順位に従って記載する。出願人への連絡は、イラク人出願人または出願人が外国人である場合にはイラク人弁護士との間で行う。
3. 発明者の氏名：氏名は、名－父の名－姓の順で既存の氏名と同一のものとするべきである。発明者が複数いる場合、1 人目の者の氏名を提出して、他の者のデータを後に追加する。
4. 優先情報および開示：発明がすでに開示されている場合、その理由を開示日とともに提出すべきである。出願人がパリ条約加盟国の国民もしくは居住者であり、または加盟国に実際の有効な工業もしくは商業の施設を有しており、加盟国の 1 国ですでに提出した出願の優先性を主張しようとする場合、出願人は、出願番号と出願日に加えて、優先出願のデータ（国、出願番号、出願日）を記載することが要求される。優先性が複数ある場合、最初の優先データを、続く優先明細書に従った形式で提出すべきである。イラクを含むすべての案件では、先願書の写しを 3 カ月以内に翻訳して添付することに注意を要する。
5. 添付書類：添付書類を出願書に明記し、そのページ数を（数字とアルファベットで）記載する。
6. 代理人弁護士の氏名：代理人弁護士の氏名を記載して、公証および認証された委任状を提出すべきである。委任状には以下の情報、つまり、出願人の氏名、住所、および居所、ならびに 8 種の不買品目に関する回答をアラビア語と英語の 2 言語で記載する。

7. 引受保証書：出願人または代理人の氏名を記載し、署名捺印する。これには、正確な情報を提供することに違反した場合の結果を出願人または代理人がすべて引き受けることを記載すべきである。

イラクでの著作権

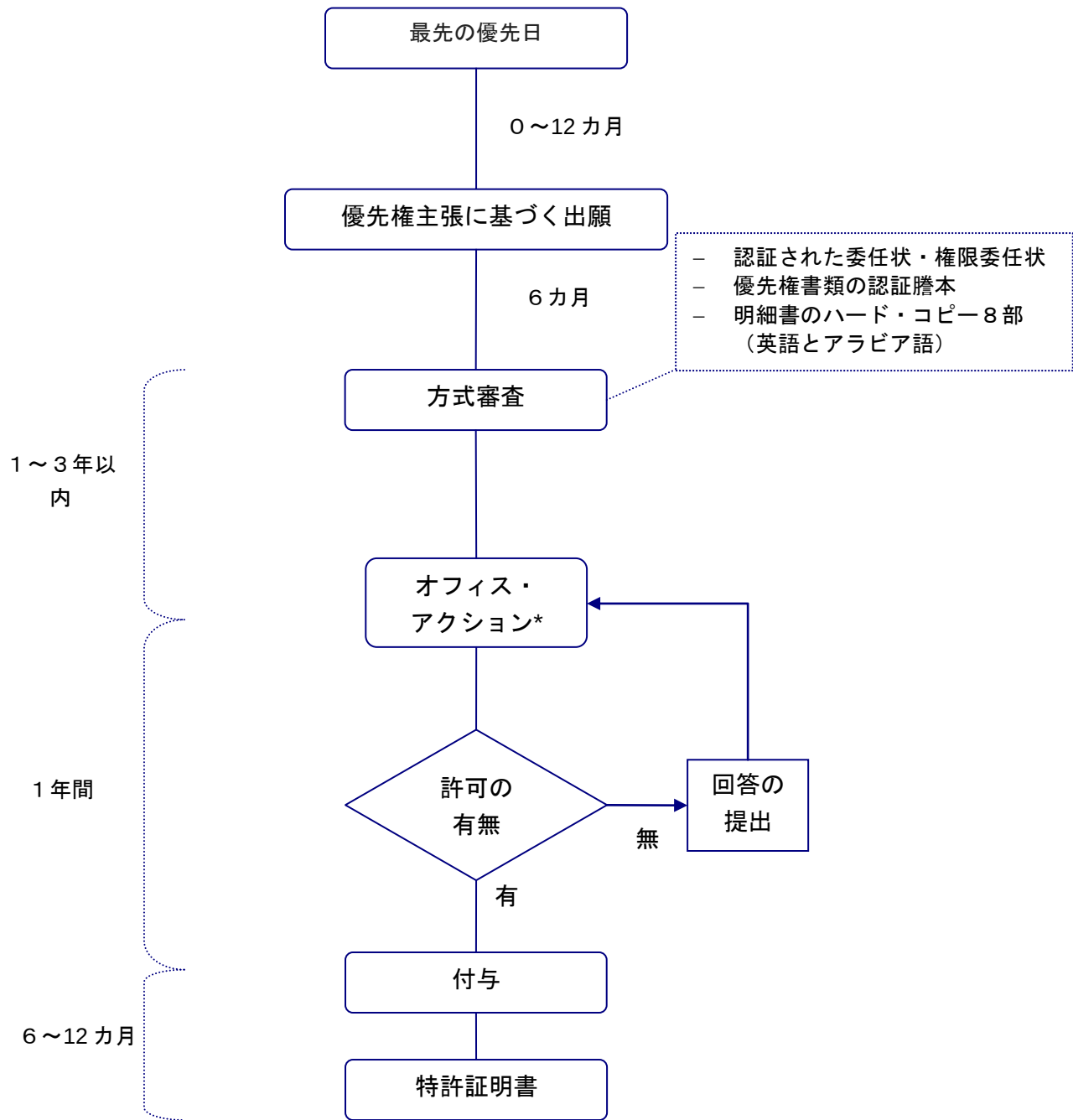
イラクでは、著作権は 2004 年 5 月 1 日に発布された著作権改正の命令第 83 号の下で保護される。この命令は 1972 年の著作権法第 3 号に関連したものである。文化省に帰属する著作権および著作隣接権の保護に関する国立センターが、イラク（バグダッドおよびクルディスタン）の著作権に関する事項を担当している。著作権の保護を確実にするため、出版者は、著作物の写しを文化省に預託することが義務付けられている。

商標登録の流れ図



同じ手続がクルディスタン地域でも適用されることに留意すること。ただし、バグ
ダッドよりも手続の進行は速い。

COSQC での登録の流れ図



5. イラクの知的財産保護に関する司法制度と裁判所

イラクの法源は、以下のとおりである。

- 憲法
- 法律
- 政令
- 慣習および条理
- 非公式の法源（判決および判例）

イラク憲法では、三権分立の原則（国の構造が立法権、行政権、司法権から構成されること）を認めている。司法権の目的は、社会における正義を確立して促進するために、法令を確実に適用し、法に従わない者を訴追することにある。

イラクの司法制度

イラクの現行司法組織は、通常司法部、憲法司法部、行政司法部、軍事司法部および内務治安機関裁判所に分かれる。

本書では、以下において知的財産の案件に最も関連する通常司法部を取り扱う。

バース党の統治下で 1977 年司法省法第 101 号が發布された。この法律は、イラクの司法制度を担当する機関であった司法評議会（Judiciary Council）を廃止して、司法省の管理下で裁判官と検察官の案件を処理する任務を負う司法審議会（Council of Justice）を創設した。司法審議会の議長が司法相であったことを主な理由として、司法部の独立の原則から逸脱した法制度が敷かれることとなった。

2003 年の変動と 30 年以上国を支配してきた独裁制の崩壊の後、全イラク人にとり司法権の独立が非常に重要であったため、司法機関は、裁判官評議会（Council of Judges）を再設立して司法相から独立したものとすることを要請した。そのため、CPA は 2003 年 9 月 18 日發布の命令第 35 号により裁判官評議会を再設立して、司法省から独立してイラクの司法制度を監督する任務を負わせた。その後、この命令は 2017 年法律第 45 号により廃止され、同法律によって、司法に関する問題を管理する任務を負ったイラク最高司法評議会（Supreme Judicial Council of Iraq）が設立された。

最高司法評議会（上級司法評議会（High Judicial Council）ともいわれる）は、通常司法部の最高機関であり、バグダッドに本拠を置き、以下の 20 名の裁判官から構成される。

- 評議会議長（破棄裁判所長官）
- 評議会副議長（破棄裁判所副長官）
- 最高検察官
- 司法監督機関議長
- 控訴裁判所所長 16 名

イラクの裁判所の構成は、主としてイラク憲法の特定の条項と 1979 年司法組織法第 160 号により定められている。イラクの裁判所は民事裁判所と刑事裁判所に分けられる。民事裁判所は第一審裁判所と控訴裁判所に、刑事裁判所は重大犯罪裁判所と軽微犯罪裁判所に分けられる。

通常司法部の構成は以下のとおりである。

破棄裁判所（Court of Cassation）

破棄裁判所は、すべての裁判所に対し司法監督権を行使する最高司法機関であり、長官と 5 名の副長官、そして 30 名以上の裁判官から構成される。実際には現在、26 名の裁判官が破棄裁判所に所属している。破棄裁判所はバグダッドに置かれている。

破棄裁判所の権限は、1969 年民事訴訟法第 83 号の第 35 条、第 203 条、および第 216 条により以下のように定められている。

- 控訴裁判所がその控訴裁判所としての権限により下した判決および決定、控訴裁判所の破棄する権限内に含まれない第一審裁判所の下した判決および決定ならびにイスラム教徒でない者に関する人的地位裁判所および人的事項裁判所の下した判決および決定に対し行われた破棄申し立て、ならびに法の規定に従って破棄裁判所の破棄する権限内に含まれる事項すべてについて判断する。
- 民事および刑事の分野で、関係者による上訴の有無にかかわらず義務的破棄の対象となる判決について審査すること。これは、Bayt El-Mal（国庫）に関して、または法的無能力者の権限授与、判決とみなされる証書、および破棄による死刑もしくは終身刑の判決に関して下された判決である。

破棄裁判所には多くの法廷があり、これによってその役割を適正に果たすことが保証されている。これらの法廷は、1 種類または複数種類の訴訟についての判断に特化している。

破棄裁判所は、審査と監督を行う裁判所であるため、訴訟の段階を考慮しない。訴訟の手続を開始する権限を有しないが、訴訟について判断の適格があると考えた場合、

すなわち、下された判決に対し民事訴訟法第 214 条に定める権限に基づく上訴が提起された場合には判断を行う。その下された判決は、決定を訂正する方法によって上訴に従うことになる。

検察庁 (Public Prosecution)

検察庁は、バグダッドに置かれ、検察庁長官を長とし、イラクの全裁判所に所在する検察官を監督する。検察庁の任務は、裁判官の下した決定を監視すること、および公益を代表することにある。

司法監督機関

イラクの全裁判所（クルディスタン地域の裁判所を除く）の裁判官および職員の行動を監視する任務を負う機関である。

控訴裁判所

イラクは司法上、15 の控訴区の 16 の控訴裁判所に分けられる（バグダッド控訴区：A'Rasafa、バグダッド控訴区：Al Karkh、バスラ控訴区、Nineveh 控訴区、Babelyon 控訴区、Dhi Qar 控訴区、Karkouk 控訴区、Wasit 控訴区、Diyala 控訴区、Saladin 控訴区、ナジャフ控訴区、Al-Anbar 控訴区、Maysan 控訴区、Al-Muthana 控訴区、Karbala 控訴区、Qadisiyah 控訴区）。

控訴裁判所に関する以下の重要な事実を参照されたい。

控訴区は、その中心に所在する控訴裁判所が担当し、控訴裁判所は当該控訴区での上級裁判官評議会と考えられる。

控訴裁判所は、裁判長、その複数の代理裁判官、および必要に応じて複数の裁判官から構成される。

控訴裁判所は、法の定める以下の権限を行使する。

控訴裁判所の地理的領域内にある裁判所はすべて、当該控訴裁判所と行政上の関係を有する。控訴裁判所は、これらの裁判所の裁判官について職務分掌を行うとともに、その割り当てられた予算から行政職員と重要な必需品を裁判官に提供する。

控訴裁判所はイラク民事訴訟法第 34 条に従って、第一審裁判所の下した第一審判決に対する控訴について審理する権限を有し、さらに法の定めるその他の事項に関する権限を有する。同法第 185 条に従い、控訴裁判所の司法権は以下のとおりである。

- 価額が 1,000 イラク・ディナール（以下 1 ディナール）を超えない訴訟について第一審裁判所が第一審として下した判決に対する上訴について判断すること

また、控訴裁判所は、第一審裁判所が調停裁判所の権限を行使して下した判決に対する破棄申し立てなどの案件では、破棄審理裁判所とされる。さらに、破棄裁判所としての権限により、簡易裁判所および忠誠裁判所の下した決定も審査する。

控訴裁判所は、民事上の請求と刑事上の請求についての審理に特化している。控訴裁判所の判断は、破棄裁判所が審査することができるが、5 年以下の刑罰となった刑事事件の判断は最終的なものとみなされる。

第一審裁判所

司法組織法第 21/1 条に従って、第一審裁判所は各県の中心地に設置されており、地域または行政区に設置することもできる。

第一審裁判所は、1 名の裁判官が開廷し、法の定める請求および問題を審理する権限を有する。民事訴訟法は、第一審裁判所の権限を以下のように規定している。

- 民事訴訟法第 31 条に規定する民事上の請求について審理すること。この件での判決は、地域の控訴裁判所の管轄権内にあれば、当該控訴裁判所における控訴の対象となる判決である。
- 民事訴訟法第 32 条に規定する民事上の請求について審理すること。この場合の判決は、破棄裁判所における控訴の対象となる判決である。ただし、価額が 1,000I ディナールを超える請求についてはこの限りでなく、この場合、判決は第一審となり、再開による控訴の対象となる。
- 期限のある緊急事項についても審理する。

第 31 条

下級裁判所は、以下の種類の訴訟を解決する権限を有する。この場合、この判決に対しては破棄申し立てによる控訴が可能である。

- 負債および動産に関する訴訟であって、訴額が 500I ディナール以下のもの
- 不動産または動産の共有の解消に関する訴訟。その訴額を問わない。
- 賃貸財産に関する訴訟。賃料額を問わない。
- 所有に関する訴訟およびこれに関連する損害賠償請求（ただし、当該訴訟に関連して提起されたもので、損害賠償の価額が 500I ディナールを超えないことを条件とする。）

- 期限の到来した分割金の請求であって、その金額が 500I ディナールを超えないもの。負債の残金の請求であって、その金額が 500I ディナールを超えないもの。ただし訴訟が上記金額を超える主たる債務の証明を目的としていた場合、訴訟は管轄第一審裁判所に移送され、手数料は保持される。
- その他の種類の訴訟であって、法に従って下級裁判所の管轄権に含まれるもの

第 32 条

- 第一審裁判所の管轄権は、訴額が 500I ディナールを超えるすべての訴訟、ランブサム料金を対象とする訴訟、訴額を見積もることができない訴訟、ならびにその他の種類の訴訟であって下級宗教裁判所の管轄に含まれないものすべてを対象とする。第一審裁判所の判決については、この法律の第 185 条に従って控訴裁判所への控訴を提起することができ、それ以外では、判決に対して破棄申し立てによってのみ異議を提起することができる。
- 破産訴訟および商事法に従って破産を原因とする訴訟は、第一審裁判所の管轄に属する。
- 会社の清算に関する訴訟、および会社法に従って清算を原因とする訴訟は、第一審裁判所の管轄に属する。

人的地位裁判所

人的地位裁判所は、第一審裁判所が存在するすべての場所に設置される。人的地位裁判所は、1名の裁判官から構成され、婚姻、離婚、費用および一般的家庭事件などの人的地位の事項を専門とする。

労働裁判所

労働裁判所は、労働契約から発生した紛争その他管轄権に属する問題を専門とする。すべての第一審裁判所の裁判所庁舎内に労働裁判所があり、1名の裁判官と労働者を代表する者2名から構成される。

捜査裁判所

裁判官1名と検察官1名から構成され、すべての重大犯罪、軽犯罪、および違反行為の捜査を専門とする。捜査裁判所は、内務省に関連した県の各市警察署から送致された事件を扱う。裁判官は、捜査手続の完了後に犯罪の種類とその刑罰に基づいて事件を軽犯罪裁判所または重大犯罪裁判所に送致し、証拠のない事件については終了する権限を有する。

捜査裁判所の下した決定についての審査は、その県の関連する巡回刑事裁判所（Criminal Court of Assizes）が行うことができる。

刑事裁判所

各県に一つ裁判所があり、3名の裁判官と1名の検察官から構成され、5年を超える禁錮が科せられる事件を専門とする。刑事裁判所の決定についての審査は、破棄裁判所が行う。

軽犯罪裁判所

1名の裁判官と1名の検察官から構成され、県の各市に存在すると言っていい。5年以下の禁錮が科せられるすべての犯罪の調査を専門とする。軽犯罪裁判所の決定についての審査は、その所在する県の控訴裁判所が行う。

少年裁判所

1名の裁判長と3名の所員から構成され、裁判長は未成年者専門の裁判官とされ、所員は裁判官ではない。犯罪を行った18歳未満の者について扱い、下した決定についての審査はすべて、破棄裁判所が行う。

バグダッド商事裁判所（第一審裁判所に属する）

2009年、イラクの上級司法評議会（HJC）は、外国の会社および投資家の懸念を軽減するために、現代の商事法上の問題についてイラクの裁判官の研修を開始すると発表した。2010年、HJCは、商事上の問題に関する高度の訓練を受けた裁判官を配置した独自の専門商事裁判所を設置し、これらの成功した商事裁判所モデルをイラクに適用することで解決を図った。HJCはまず、国際商事取引で重要な役割を果たしているとして、信用状、国際仲裁、および知的財産に関する紛争に焦点を当てた研修を行った。

主要な2つの目標である効率性と専門化を達成するため、司法部は、新規の商事裁判所の管轄権を、外国の当事者が1名以上関係している商事紛争に限定した。さらに、商事の性質を有する問題が紛争になっていなければならないとした。

HJCの手続によると、イラクの裁判所はすべて、バグダッド商事裁判所の上記管轄権に属する案件であれば、バグダッド商事裁判所に移送することを要することになる。HJCは、他の県に商事裁判所を設置することを検討中である。事件の平均審理期間は60日で、多くの事件はわずか30日後に最終的な判断に至っている。商事裁判所の効率がこのように印象的なまでに向上したことは、民事事件と刑事事件の両方を含む案件の滞留のために、商事事件の判断に数カ月を要し、時には数年を要していたイラクの裁判所の過去の記録と比べると、劇的な改善である。

クルディスタンの司法制度

クルディスタンの司法部は当初はバグダッドと同様であり、裁判所制度の構造はイラクの他の地方と同様で、クルド人裁判官はバグダッドで研修を受けていた。1992 年に、1992 年クルディスタン司法組織法第 14 号が発布された。同法は 1979 年司法組織法第 160 号に類似している。この法律は後に 2007 年法律第 23 号に置き換えられた。

クルディスタンの裁判所の構造はイラクの他の地方の裁判所の構造とほとんど同じであり、異なるのはクルディスタンに行政裁判所がない点のみである。

クルディスタン破棄裁判所は、クルディスタンの最高の上訴裁判所である。2006 年 7 月より前は、クルディスタンの破棄裁判所はアルビールとスレイマニヤの 2 カ所にあった。その後にこの二つの裁判所は一つに統合されてアルビールに置かれた。クルディスタン破棄裁判所は、バグダッドの破棄裁判所から完全に分離され、全く関係がない。その判決の審査をイラク破棄裁判所が行うことはできず、クルディスタンの居住者は、クルディスタンで発生した請求をクルドの裁判所に提起しなければならない。

破棄裁判所の他に、以下の裁判所がある。

- 控訴裁判所
- 第一審裁判所
- 人的地位裁判所
- 労働裁判所
- 捜査裁判所
- 刑事裁判所
- 軽犯罪裁判所
- 少年裁判所、キリスト教徒およびヤジディならびにその他の宗教についての人的事項裁判所

これらの裁判所は、イラクにおける同名の裁判所と同様の機能を有する。

留意すべきことは、クルディスタンには特別商事裁判所がなく、知的財産に関する事項は通常の第一審裁判所に付託されることである。

6. 税関による知的財産の執行

イラクでは、知的財産法も他の適用法も、知的財産権の侵害に対して国境で模倣品や侵害品を独力で止める権限を税関当局に与えるような国境措置を定めていない。

しかしながら、理論上、知的財産権保有者は、裁判所の判決または命令を獲得することにより、イラクとクルディスタンへの模倣品や侵害品の輸入を停止することができる。そのため、知的財産権保有者は、模倣品などがイラクに輸入される前に、禁制品のイラクへの輸入に関する秘密情報を入手して関連の告訴／訴訟を裁判所に提起するように事前に対策を講じる必要がある。

さらに、権利保有者は、商標登録を完了した後に、商標局に対し、登録商標を税関当局に通知することを求める申し立てを提出することができ、これにより税関当局は、登録知的財産権を侵害する禁制品が輸入されようとしていることを商標局に通知する。実際には、この手続はイラクでは効果がない。それは、国境で模倣品や侵害品の輸入を停止する権限が税関当局にないからである。

(1) 適用法

イラクとクルディスタンの税関当局は、1984 年法律第 23 号（改正後を含む）（関税法）の規定を適用している。1984 年法律第 23 号は、国内消費に関連し、または事業の内容となる機器、道具、および素材の輸入を行うイラク内外の者の態様および義務、法の認める非課税措置、ならびにイラクで運営される請負企業に関連して事業に適用される契約を規制している。関税法はまた、そのいくつかの物品の関税違反についても定めており、これには密輸や輸出入文書の偽造などの犯罪も含まれているが、知的財産権の侵害については犯罪としていない。さらに、イラクの商標法は、国境措置について定めておらず、そのため税関当局はこの法律を根拠として、輸入される模倣品や侵害品に対する措置を講じることは難しい。

上記のとおり、知的財産権保有者は、特定の出荷の輸入を停止する裁判所命令を獲得するために適切な裁判所に訴えることができる。この点につき、1957 年商標法第 21 号の規定を根拠として、保全措置を講じて国境で疑いのある製品を差し押さえることができる。

(2) 模倣品に対する差止命令

製品の差し押さえにつながる裁判所命令として差止命令を扱う。イラク法の下では、模倣／侵害品の疑いのある物品の差し押さえに至る予防措置または暫定措置を求めることができるが、この措置は、一定の条件（保証金の納付など）を満たしてからでないと認められず、当該物品の差し押さえを継続するためには、さらに特定の期限内に訴訟を関連裁判所に提起する必要がある。

あらゆる種類の模倣品が差止命令の対象となる。上述のとおり、権利保有者は、訴訟を提起して差押命令を求める必要があり、これにより裁判官が物品の差押命令を発する。

しかし、イラクへの輸入禁制品の確定的なリストはないが、商務省ではイラクに輸入することのできない禁制品リストを定期的に公表している。このリストは、閣僚評議会の指示と上級経済委員会の勧告に基づいて作成されている。このリストは主にイラク市場への一定の素材の輸入を管理するために用いられており、イラクの経済・企業を保護するために用いられていることもある。一例として、セメントの輸入は、公共／民間部門のいくつかのセメント製造所の確立のために、経済委員会の勧告に基づき2018年4月から禁止された。イランから輸入されるセメントの価格が安く、2014年後のイラクでのプロジェクトが金融危機のためはかなり減少したからである。金融危機が終了したら、プロジェクトが再開されることは確実であり、輸入の禁止も停止されるであろう。

(3) 税関での知的財産権登録制度

イラクで模倣品の輸入を停止する措置を税関が講じることができるのは、ブランド所有者の提供する情報から行われる裁判所の判決または命令を根拠とする場合のみである。しかし、2017年の新規の商事代理法第79号は、外国人を本人とする販売代理店、商事代理人、およびフランチャイジーに対し、商事代理免許の保有を義務付けることにより、輸入措置を規制した。さらに同法第13条は、商事代理人を通したものでない限り、取引目的での物品の輸入を禁止する権限を商務省と財務省（総合税関当局）に与える規定を含んでいる。

1. ライセンシー以外の輸入者を通じた模倣品または製品の並行輸入を禁止する独占的ライセンス契約を獲得するためには、申請人は以下の要件を具備していなければならない。
 - イラク国民であること
 - 完全な法的能力を有すること
 - 背徳的行為を含む重罪または軽罪で有罪判決を受けたことがないこと
 - 事業を遂行する商事事務所をイラク国内に有すること
 - イラクの商業会議所に加入しており、商号を有していること
 - 公務員でないこと
 - 法に従って適切に認証された商事代理契約を1個以上締結していること
2. 独占的契約を商標局に登録することができるのは商標登録後に限られる。この登録ライセンス契約は、その申し立てを商標局に行うことにより執行することができ、商標局は税関当局に対し、ライセンシー以外の経路による製品の並行輸入を禁止するよう要請する文書を送付する。
3. 侵害と模倣品がイラクに輸入される態様について提示して商標登録局に連絡する。

そして登録局は総合関税委員会（General Customs Committee）に文書を送付する。同委員会は、すべての関税港とすべての国境港に、当該事項を通知する文書を発する。この文書に基づき、税関は、これらの港を経由した侵害品の流入を禁止する。

ただし、この文書がすべての関税港とすべての国境港に伝わることを確実にするため、イラク内の現地販売店が税関で確認すべきである。通常、税関は、これらの港で製品の早急かつ容易な処理を保障するように現地販売店を助けるからである。税関は、この文書がすべての港に到達したことを保証して、特定の国境港を経由する可能性のある出荷に関する情報を現地販売店に連絡するはずである。総合関税委員会が文書を発するまで 10 日ないし 14 日かかるはずであろう。

他方、クルド議会が新規の商事代理法を制定していないため、イラクのクルディスタン地域では、すべての商事代理事項に旧法の 2000 年法律第 51 号が今でも適用されている。

(4) 差止命令の手続

1957 年法律第 21 号の第 37 条によると、「商標所有者は、民事訴訟または刑事訴訟の提起前であっても、いつでも、自己の商標登録を証明する公的証明書の裏付けのある申し立てにより、暫定的措置、より具体的には、犯罪遂行に用いられた機器および用具、ならびに犯罪の内容となる商標を付した製品、物品、会社名、包装材、文書類などを差し押さえる命令を（審査裁判官、または犯罪もしくは損害について審理および判断する管轄権を有する裁判所から）獲得することができる。ただし、申立人は、当該措置の結果として他の者が被る可能性のある損失について保証するために審査裁判官または該当する裁判所が定める必要な保証金を提出することを要する。差し押さえは、外国から輸入した物品についても命令することができる。」

模倣品または侵害品を税関が留置する暫定的措置を目的とした訴訟を提起するために、以下の手続をバグダッドとクルディスタンの両方で行うべきである。

没収前の手続

税関を通じて輸入される模倣品の情報を有する民間人は、イラク商標局に対し文書を送付して、貨物の輸入を停止する直接命令を税関当局に発するよう求めることができる。命令を受けると、税関当局が差押品を 30 日間留置するので、その間に訴訟を提起するべきである。

その文書において原告は、商標を所有していることを申告して、適切な訴訟を提起するまで模倣品の貨物を税関で停止するよう求めることが必要である。言及すべきことは、模倣品の所在地の記載が必要であることである。

そのため、本案が認められる可能性のある案件と裁判所が判断すると、差止命令が発付され、模倣品を差し押さえて最終的な判決が下されるまで安全な場所に保管することになる。判決が下された後、模倣品は引き渡され、またはその出所に返還されるべきである。

没収後の手続

模倣品は税関で安全に保管される。

必要な文書は以下のとおりである。

- 認証された委任状
- 登録証明書の認証された写し
- 理由と正当化根拠を記載した告訴状
- 独占的代理権に関する文書の写し（もしあれば）

手数料

訴訟提起の際に法定の手数料を納付する。提起手数料は5米ドル（6,000I ディナール）である。物品が税関にある場合、被告の管理下に物品を引き渡すことができない。

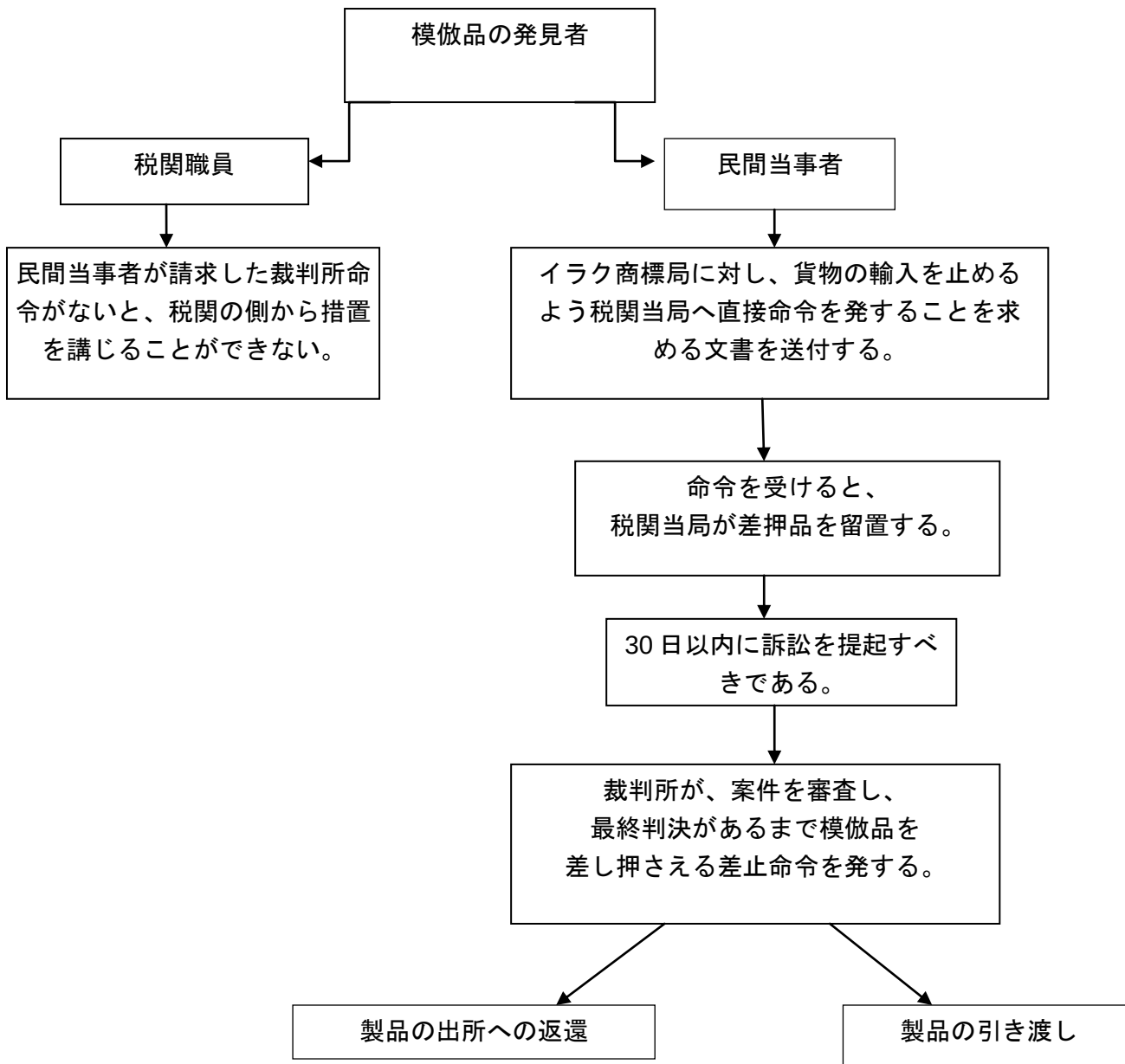
預託手数料

裁判所は、原告に対し、被告の被り得る損害を補償するために担保金を預託するよう求める可能性がある。担保金額が予測不可能で、案件と裁判官により左右されることに留意すべきである。

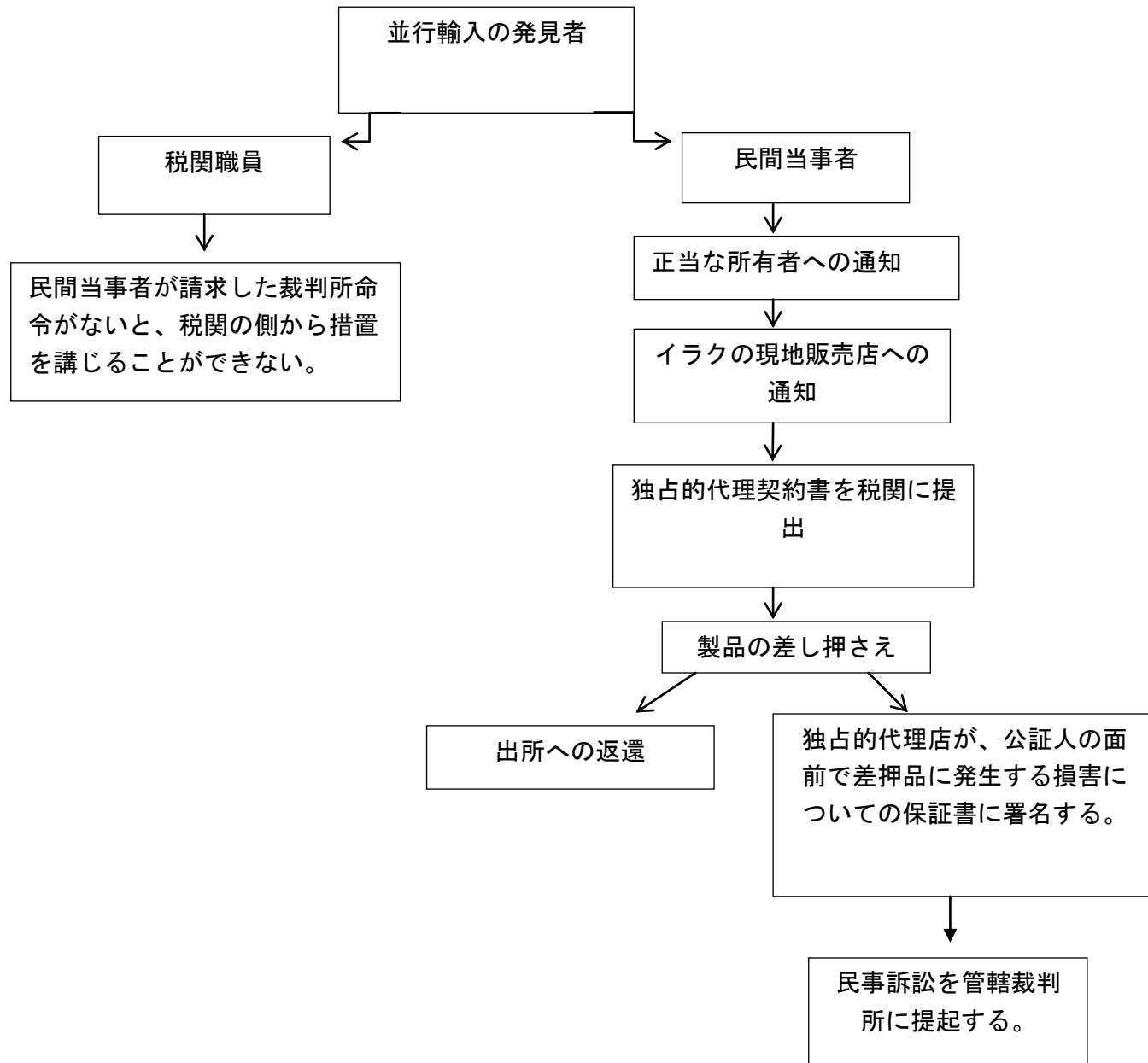
代理人報酬

この報酬は、案件により異なる。ただし、当事務所の経験上、9,000 米ドル～12,000 米ドルの範囲である。

模倣品の場合の手続の流れ図



並行輸入の場合の手続の流れ図



(5) 税関での情報共有（データベースなど）

税関のための情報共有データベースはない。

(6) 税関による国境管理の実際の運用

イラクでは税関登録システムがないため、税関職員が独自に模倣品や製品を差し押さえた案件はない。民間当事者が請求した裁判所命令がある場合にのみ認められる措置であるからである。ブランド所有者は、特定の貨物の上陸に関する情報を有している場合、必要な訴訟を提起することによりその輸入を禁止するために、税関に連絡することが可能である。

さらに、独占的ライセンス契約を登録することができ、これにより、ライセンシー以外の輸入者による模倣品または製品の並行輸入が禁止されることになる。

そのため、税関は、企業がイラクの独占的現地代理人を指名していると、個人使用目的であってもイラクへの物品の輸入を禁止することができる。

7. 警察による知的財産の執行

イラクの知的財産法の警察による執行は、裁判所命令を通じて行われる。

(1) 適用法

- 1957 年商標・商号法第 21 号
- 次いで関連する法律は 1969 年刑法典第 111 号である。知的財産に関する犯罪の刑罰は、第 55 条と第 2 編第 5 章第 3 条および第 4 条に規定された。

(2) 模倣品に対する差止命令

差止命令の対象となる模倣品には、登録商標を違法に付した製品または物品が含まれる。

(3) 強制捜索の手続

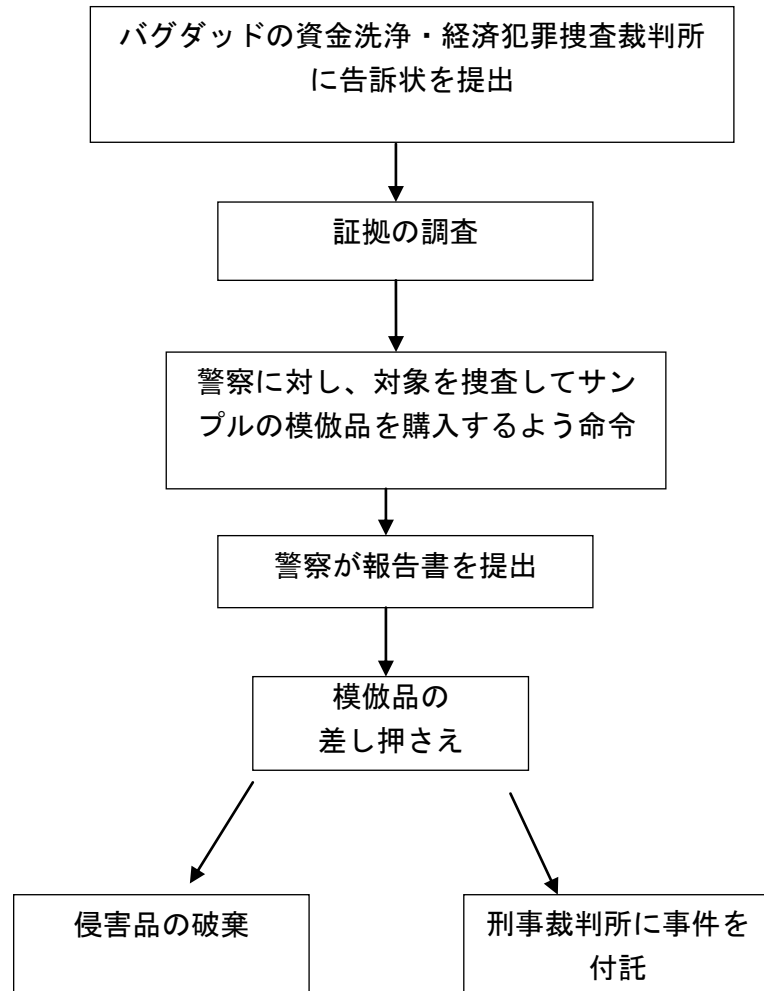
知的財産法に関する刑事事件は、バグダッドの資金洗浄・経済犯罪捜査裁判所とクルディスタンの商事管理部（DCC）において審理される。

正式な告訴を受けると、捜査裁判官は告訴人の提出した証拠と告訴人の登録証明書を審査した上で、警察に対し命令を発し、所在場所への訪問、現地調査、家宅・店舗の捜索、犯罪の証拠の収集、またはその他必要とみなす措置を行わせ、かつ当該命令を発した機関に報告書を提出させる。この報告書によって、告訴人の登録した商標、商号、特許、または意匠を被告告訴人が使用していることが確認された場合、差押命令が発付される。

差し押さえられた模倣品は、安全な保管のために信頼し得る者に引き渡される。通常は被告告訴人に預託される。委託を受けた者は、最終的判断があるまで、犯罪に使用された物品を保管しなければならない。

代理人報酬：この報酬は、案件により異なるが、当事務所の経験上では、9,000 米ドル～12,000 米ドルである。

手続の流れ図



(4) 警察の実際の運用

クルディスタン

クルディスタンのアルビールでネチルバン バルザニ首相が模倣医薬品の問題と取り組む特別委員会を設立したため、クルディスタン地域で 12 名以上の者が模倣医薬品を取引して密輸入した容疑で逮捕され、多くの医薬販売店が閉店した。さらに、密輸医薬品や模倣医薬品を積んだピックアップトラックが 10 台押収された¹⁰。以下のリンク先ですべての物品について確認することができる。

<http://www.rudaw.net/english/kurdistan/270820183>

(5) 刑事訴訟の手続

商標の登録から発生する権利は、1957 年法律第 21 号の第 35 条と第 36 条により、明示的に違反から保護される。特に第 35 条は以下のように定めている。

「以下のいずれかの行為を行った者は、3 年以下の禁錮および 200I ディナール以下の罰金、またはそのいずれかに処される。

1. 本法の第 5 章の規定に違反すること
2. 本法に基づき登録された商標を、公衆を誤解させかねない方法で模倣もしくは模写し、または模倣もしくは模写された商標を故意に使用すること
3. 他の者の所有に属する商標を自己の製品に故意に付すること
4. 模倣もしくは模写された商標を付した、または自己の知る限りで違法に付された商標がある製品について、故意に、販売し、販売もしくは配布の申し込みをし、または販売のために保有すること」

イラクにおける刑事訴訟の要件および手続は、侵害の場所によって、バグダッドとクルディスタンとで異なる。

¹⁰ Rudaw オンライン紙の発表記事「KRG が数百万（ドル）の模倣医薬品を嚴重取り締まり」（2018 年 8 月 27 日）

バグダッド

告訴状には以下を記載すべきである。

1. 告訴人の姓名、父の名、年齢、職業、学歴、個人状態（婚姻の有無）、国籍、宗教、ID 番号、および正確な住所、ならびに電話番号および電子メール（可能な場合）
2. 告訴の対象、日付、および犯罪の場所
3. 被った金銭的損害、および告訴人の要求
4. 証拠、ならびに証人の、および犯罪を認識している者の氏名および住所（可能な場合）
5. 被告訴人または容疑者の個人情報および住所（可能な場合）

刑事訴訟提起の定額手数料は、6,000I ディナール（5 米ドル）である。弁護士報酬は、弁護士との私的契約に基づく。

告訴状は、犯罪である旨の主張とともに以下を添付および記載して、弁護士を通じてバグダッドの資金洗浄・経済犯罪捜査裁判所に提出する。

1. オリジナル品と模倣品のサンプル、ならびにその間の相違点を明確に記載したりスト
2. 模倣品を販売している店舗の名称、住所、および電話番号
3. 店舗所有者の氏名、および電話番号

裁判所書記官は、以下のように記載された公式レターヘッド用紙の告訴状を、すべての文書と併せて捜査裁判官に提出する。

日付：

告訴人：

被告訴人：

事件：

私のクライアントは、自己の商標....について、....分類の....番で鉱工業省／商標部に自己の名義で登録をした。この出願は、類似性のないことにより承認され、登録証明書が両方の商標について発行されている。

一方、被告訴人は、許可を受けずに侵害品を製造して市場で販売し、告訴人の商標の名声から利益を得ることにより、告訴人の商標を侵害してきた。これにより告訴人は金銭的損害および精神的損害を被り、消費者の間においても混同が生じている。

上記に従い、当方の告訴を検討すること、当初法的説明書を提出すること、ならびに被告訴人、および告訴人の商標を侵害していると確認された者を商標侵害事件の当事者として裁判所に送致することをお願いする。

捜査裁判官が告訴について調査した後、被告訴人の弁護士に対し裁判官の前に出頭して陳述するようにとの通知が行われる。そして裁判官は、商標の所有の帰属を明らかにせよとの公式文書を商標登録局に発する。商標登録局の回答を受領した後、侵害が行われた店舗の所有者の身元を明らかにせよとの公式の文書が、商事登録局に送付される。

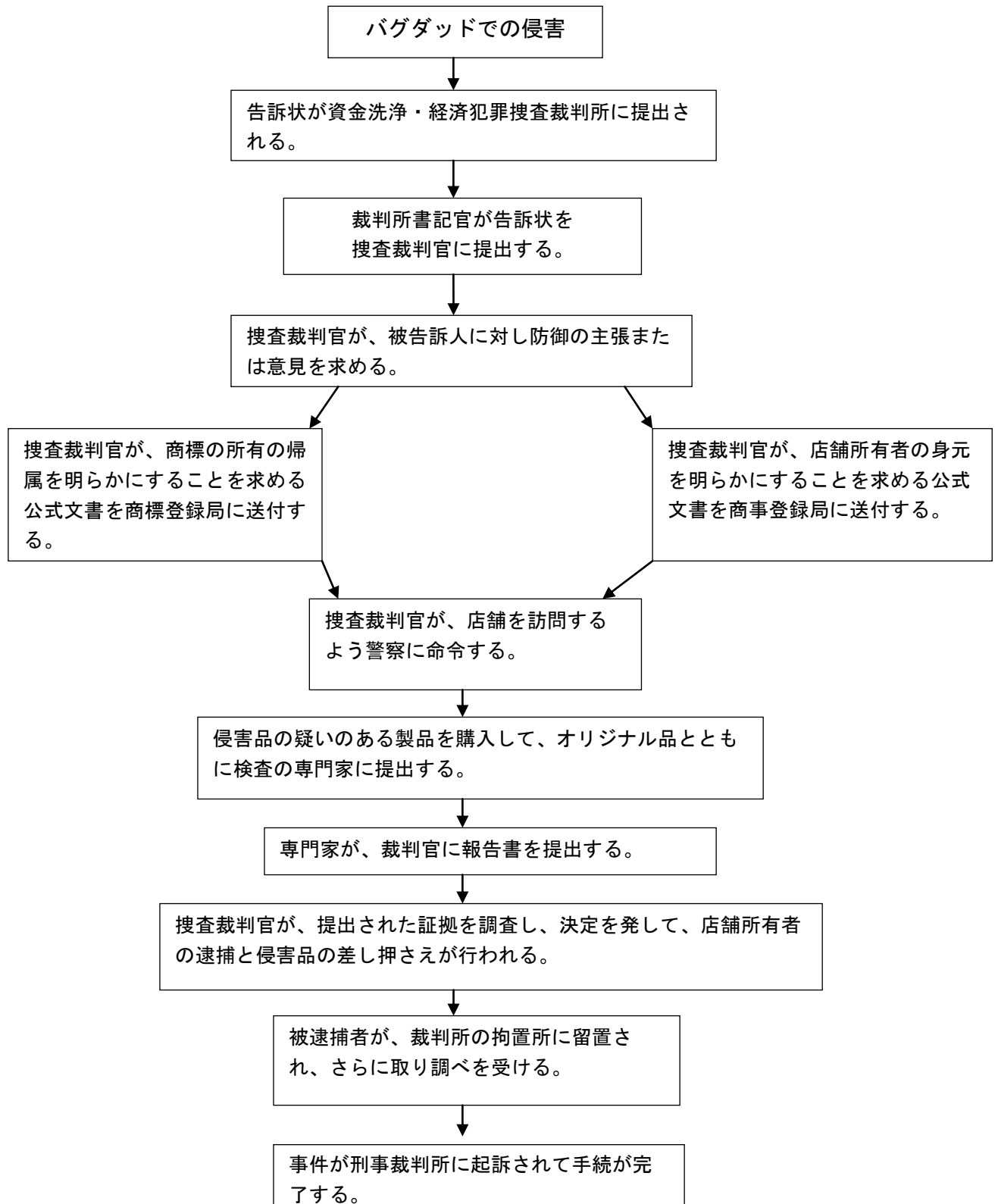
店舗所有者の詳細事項がすべて判明すると、裁判官は警察に対し、当該店舗を訪問し、秘密裏に侵害の存在を確認してサンプルを収集しつつ、店舗から正式な領収書を確実に入手するよう命令する。その後、警察は検査の専門家にオリジナル品および侵害品と疑われる品とともに事件を付託し、その専門家が報告書を作成し、この報告書が裁判官に提出され、裁判官が提出された証拠を調査して最終的決定を下すと、店舗所有者の逮捕と侵害品の差し押さえが行われる。差し押さえされた侵害品は封印されて、信頼し得る者（通常は被告訴人）が、差押品の不正改変があった場合には法的責任をすべて負う旨の保証書に署名して保管する。

逮捕された者は、裁判所の拘置所に留置されて侵害品の輸入者の身元を明らかにするためにさらに取り調べを受け、輸入者が判明するとこれも逮捕されることになる。

取り調べが終わると、逮捕された者は、居住地宣誓供述書を証拠として、または 200 万 I ディナール（1,800 米ドル以上）に相当する 2 名の従業員の給与の保証金により、解放される。

そして事件が刑事裁判所に起訴され、手続が完了する。

手続の流れ図



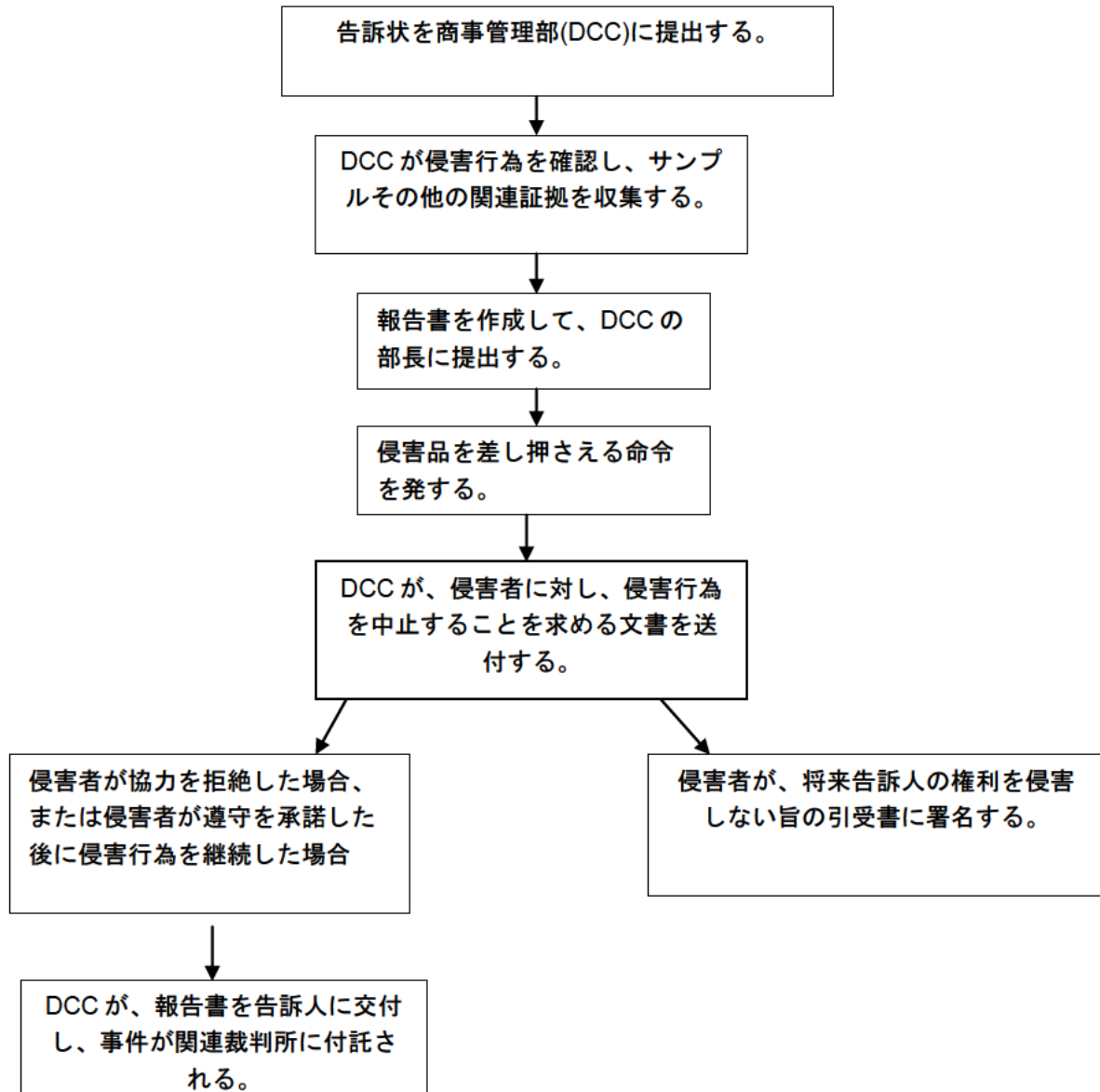
クルディスタン

クルディスタンでは、一定の侵害案件に対して刑事訴訟を提起する手続がバグダッドと異なっており、告訴状は商事管理部(DCC)に提出される。DCC は、一定の場所で侵害品または模倣品を販売する犯罪についての告訴が行われる行政当局である。DCC が告訴を受けると、侵害者の施設の捜査を行い、侵害行為を確認してサンプルその他の関連証拠を収集し、報告書を作成して、DCC の部長に提出する。

部長が事件を調査して、正当な権利者の権利が侵害されている事件と判断した場合、反対当事者の管理下にある侵害品を差し押さえる命令を発する。告訴人は、この差し押さえを知らされ、差し押さえられた侵害品に対し講じる措置の方針（廃棄または出所への返還）について問われる。

DCC は、反対当事者に対し、製品への侵害商標の使用をすべて中止し、侵害品の製造、頒布、または販売を中止することを要求する文書を送付する。侵害者が協力を拒んだ場合、または遵守を承諾した後に侵害行為を継続した場合、DCC は告訴人に報告書を交付して、関連の裁判所に事件を付託することを求める。言及すべきことは、この問題は、通常、反対当事者が将来告訴人の権利を侵害しない旨の引受書に署名することにより解決されることである。

手続の流れ図



(6) 典型的な成功事例および不成功事例ならびにこれから導かれる提案

成功事例

第1の事例

告訴人は、パスタの商標を侵害している被告訴会社を相手として訴訟を提起した。提出された告訴状に基づき、被告訴人の施設に対し強制捜索が行われ、被告訴人が逮捕されて、事件が刑事裁判所に起訴された。

審理の法廷において、被告訴人は和解を求めた。これに従って、侵害品がイラクの標準に従っているかを調査するために標準化・品質管理中央機関[※]に送付された。結果は侵害ありとなり、被告は商標法第 35 条に基づき 500 万 I ディナール (4,347 米ドル) の金額の罰金に処された。

第2の事例

告訴人は、被告訴人を相手として DCC に告訴状を提出した。被告訴人は、自己の商標を付したとする製品を Kalar Ind, Zone, Sulaymaniyah で製造していた。

DCC が告訴について調査して、製品が実際に告訴人の権利を侵害しているとの結論に至った。

これに従って DCC は被告訴人の施設を訪問し、侵害品を製造していることを確認し、有罪の証拠を収集した上で、反対当事者に対し、侵害商標の製品への使用をすべて中止し、侵害品の製造、頒布、または販売を中止することを要求する文書を送付した。被告訴人は、DCC に対し上記要求に従うことを確認した。

不成功事例

告訴人は、被告訴人を相手として DCC に告訴状を提出した。被告訴人は、非常に類似したトレード・ドレスを付した製品を Kalar Ind, Zone, Sulaymaniyah で製造している。

DCC は、当事務所の告訴を審査し、被告訴人と告訴人それぞれの製品のトレード・ドレスとは類似していないという理由で、被告訴人の製品は告訴人の権利を侵害していないと判断した。そのため、DCC がこの事件で措置を講じることなく、事件は終結した。

8. 司法的救済（民事訴訟）

民事責任の一般的規定に従い、民事上の保護を受ける権利は、被った損害が補償され、または回復されるべきであることを理由として、すべての権利およびすべての個人に与えられる。

知的財産権、特に商標に関しては、登録商標が民事上および刑事上の保護を受けることに留意されたい。登録商標に対するいかなる種類の侵害も、法により罰せられる犯罪とされる。このような侵害があれば、商標所有者もその被った損害について賠償を請求することができる可能性がある。

一方、未登録商標は、イラクではあまり保護されておらず、不正競争を根拠として保護を受けることができるかはいまだ明確ではない。

イラク民法によると、商標の民事的保護は不法行為責任の一般原則を根拠とする。違法行為に共通する規定に関連する民法第 204 条は以下のように規定する。「*以上の規定に定める身体傷害以外の損害を発生させる行為は、賠償金の支払を伴う。*」したがって、民法に従った保護の範囲は、損害賠償のみに限定される。しかしながら、イラクの立法者は 1957 年商標・商号法第 21 号に基づく商標の民事的保護の範囲を拡大した。この法律の規定は、侵害者が登録商標を登録または使用することを禁止し、かつ登録に至っている場合には必ず取り消すことにより、登録商標に対し広範な保護を与えている。

保護を受ける権利は、商標登録の所有者に与えられる。ただし、第三者がその商標について先使用があることを証明した場合、当該第三者が商標の登録日から 5 年以内にその正当な所有者であると主張すれば、保護を受ける権利を与えられる。換言すれば、商標について先使用がある者は、第三者の名義で登録された日に先使用があったことを証明した場合、商標の登録日から 5 年以内に請求を提出することを条件として、商標の所有者とみなされる。5 年以内でなければ、先使用に基づき当該商標を請求する権利を失う。したがって、登録商標の所有に対しては、これが登録されて 5 年間連続して使用されていた場合には、異議を申し立てることができない。この点につき、1957 年商標・商号法第 21 号第 3 条は、以下のように規定している。「*商標は、これを登録した者の所有に属するとみなされる。商標の所有の帰属については、所有者が登録の完了日から 5 年間連続して商標を使用した場合には、異議を申し立てることができない。*」

さらに、同法第 21 条は、商標登録に対して利害関係者が取消訴訟を提起することができる場合を規定している。取消訴訟を提起するには、利害関係者は、その申し立ての理由を、登録が不正に取得されたこと、もしくはその使用に悪意があることが必要とされ、または登録の日の後 2 年間使用されたことがなく、かかる不使用が支配不能の原因もしくは適法な正当理由によることが証明されていないことを要する。

一方、1957 年商標・商号法第 21 号第 37 条の規定に従い、商標の所有者はいつでも、民事訴訟または刑事訴訟の提起前であっても、その商標の登録を証明する公的証明書の裏付けのある申請により、暫定的措置を講じる命令、より詳細には、犯罪の遂行に用いられる器具および道具、ならびに犯罪の対象である商標を付された製品、物品、会社名、包装材、文書類を差し押さえる命令を獲得することができる。ただし、申立人は、審査裁判官または適切な裁判所の定める、当該措置の結果として他の者が被る可能性のある損失について保証する必要な保証金を提出することを要する。外国から輸入された物品に対しても差し押さえを命令することができることに留意されたい。しかし、上記の措置は、これを講じた日から 10 日以内に措置の対象者に対する民事訴訟または刑事訴訟が提起されない場合、無効となる。したがって、商標所有者は、この 10 日の期間内に関係裁判所に必要な訴訟を提起しなければならない。提起しないと、それまで講じられていた暫定的措置がすべて取り消される。

さらに、民事訴訟または刑事訴訟を審理する管轄裁判所は、案件の詳細と、提出されたすべての情報および証拠を審査した上で、差押品の没収を命令する権限を有する。その目的は、差押品を売却すること、および下される損害賠償または科される罰金を売却代金から回収することにある。裁判所は、判決を受けた者の費用負担により判決の公表を命令することもできる。同様に裁判所は、違法な商標またはこれを付した製品、および包装、包装材、会社名などの廃棄を命じることができる。さらに裁判所は、犯罪の遂行に用いられる器具および道具の廃棄を命じることができる。

ほとんどの場合に裁判所は、権利者の商標／製品と侵害性のある商標／製品との類似性を判断するために知的財産の専門家に事件を付託する。周知商標に関連する事件であれば、確実に知的財産の専門家に付託される。それは、周知商標がより多数の消費者に訴えるものであるため、イラクの裁判所がより注意して扱うからである。

(1) 適用法

イラクの法制度は、様々な文化や国々から影響を受けている。そのため、イラクの現行法制度の法文化と法的構造をよりよく理解するためには、イラクの国境を越えて、イラクに対し影響を与えた中東の国、例えばエジプトの法的伝統を検討する必要がある。

イラク法の発展に影響を与えた多くの要因の中で、現行法の形成に最も顕著な影響を与えた立法は、Mejelle 法典とエジプト民法典である。Mejelle 法典は 1869 年に制定され、様々な問題を判断する基礎として裁判所が用いることを予定して、法の一般原則を含む 100 の条項から構成されていた。

20 世紀初頭まで様々な法律と法典がイラクで適用されていたが、そのほとんどがオスマントルコ政府から継承したものであった。しかし、この法律は旧弊的で、国の発展についていけなかった。そこでイラクの法典編纂の探求が始まった。

イラクの法典編纂の最初の試みは、イラクの法律家グループにより 1933 年に行われた。しかし、イスラム法源から逸脱する法律を目的とする変更案に反対した宗教指導者たちから妨害を受けた。2 度目の試みは、1936 年、当時イラク法科大学の学部長であった、フランスで教育を受けたエジプト人法律家の Abd al-Razzaq Al-Sanhūrī の主導により行われた。しかし、この計画は、イラク民法典の草案が作成されたものの、政治的理由により中断された。最終的に 1943 年、Al-Sanhūrī はイラク政府から招聘されてイラクに戻り、民法典の起草を完了するよう依頼された。Al-Sanhūrī は作業を再開し、イラクの現行民法典の草案を完成した。

イラク民法典は 1951 年 9 月 8 日に制定され、官報に公布された日から 2 年後に施行された。

民法典は、序論部分と二つの主要部分に分かれ、主要部分はそれぞれ 2 巻を含む。序論部分は法典の他の部分を通じて適用される定義と一般原則を規定している。法典第 1 部およびその二つの巻は、債務一般ならびにその法分野の下部要素、例えば契約、不法行為、および不当利得を扱っている。一方、第 2 部およびその二つの巻は、財産、所有権、および物権を扱っている。

(2) 裁判所の手続、管轄、訴訟費用

2011 年までは、知的財産関連のすべての問題をバグダッドの第一審裁判所が扱っており、管轄裁判所は被告の居住場所を根拠として指定されていた。しかし、イラクが経験した治安困難状況を理由として、地元住民や外国人が裁判所に出頭することを促進し、かつその安全を確保するために、商事のみを扱う新規の裁判所が首都バグダッドのグリーン・ゾーン内に設置された。知的財産関連の問題はすべて、新たに設置された商事裁判所に移送されており、商事裁判所がすべての知的財産案件を審査する管轄裁判所となった。他方、クルディスタン地域では専門の商事裁判所がまだ設置されていないため、民事裁判所が民事訴訟を取り扱う。

裁判所の手続に関しては、民事訴訟は、訴訟を補い、または訴訟に起因し、もしくは訴訟から分岐するすべての種類の要求を含む申し立てにより提起するべきであることに留意されたい。原告が複数あり、その請求に統合され、または連結する場合、その訴訟を 1 個の申し立てで提起することが可能となる。

訴訟は、期限の到来した、または到来する利益、費用、またはその他差し押さえた債権の金額にかかわらず、申し立てが提起された日における主要請求の価額を考慮して見積もられる。

申し立てが受理されるためには、以下の情報を記載すべきである。

- 申し立てが提出される裁判所の名称
- 申し立ての日
- 原告および被告の姓名、職業、および居所
- 通知を受けるために原告が選択した場所
- 訴訟の主題の説明書
- 事件に関連する事実および証拠、ならびに原告の請求および要求ならびにその理由
- 原告の署名、またはその代理人弁護士が管轄当局により認証された証書により正当な権限を有している場合にはその署名
- 第 1 回審理期日は、首席書記官が司法手数料を受領し、その受領した同日に申し立てを登録した後に決定される。

原告には、申立書およびその添付書類の受領を確認する旨の首席書記官の署名した受領書が交付される。この受領書には、事件番号、登録の日、および第 1 回審理期日が記載される。

原告は、訴訟の日が通知されたことを確認するために申立書に署名する。

第1回審理期日が指定され、上記の手続が完了した後、訴訟の申立書ならびにその添付書類およびメモの写しが、裁判所に出頭するようにとの要請書／召喚状とともに、裁判所を通じて被告に送達される。送達を受けた訴訟当事者は、送達された日から第1回審理期日までの間に訴訟の申立書に対する回答を行うことができる。

訴訟当事者は、その申立書と証拠を第1回審理期日の前の裁判所が指定した一定期間内に提出すべきである。裁判所は、正当な理由なくその後に提出されたものを拒否する可能性がある。裁判所は、あいまいである問題、または当該事件の理解を進めるのに役立つ問題について訴訟当事者に説明を求めることもできる。

第1回審理において、裁判所は、送達が適正に完了したことおよび訴訟当事者が正規の能力を有することを確認する。訴訟当事者は、自ら、または代理人弁護士により裁判所に出頭することができる。

委任状に別段の記載がある場合を除き、法により特別の授権が要求される場合には、本人の権利を保護する手続および訴訟を遂行し、訴訟を提起して解決まで弁論を行い、かつ法律上の不服申立手段を行使する権限が、司法的紛争に関する委任状によって代理人弁護士に与えられる。

両当事者が紛争について検討し直すことに合意し、または裁判所に出頭しない場合、原告または両当事者が適正な送達を受けていたとしても、訴訟は放棄となる。この点につき、訴訟が放棄されたままで30日間経過し、原告も被告も手続を遂行しない場合、裁判所は、申し立ての取り消しを決定する。しかし、30日の期間が経過する前に訴訟が更新された場合、停止していた時点から訴訟が再開される。両当事者の不出頭がもう一度あった場合、裁判所は、直ちに申し立てを取り消す選択権を有する。申し立ての取り消しによって訴訟の再提起が妨げられないことに留意されたい。

被告が適正な送達を受けているのに審理に出頭しない場合、手続はその不在のままで続行され、裁判所は判決に適切な段階となれば事件について判断する。しかし、原告が出頭しない場合、被告は、申し立てを却下するか、自己の防御を訴訟において考慮するかのいずれかを請求する権利を有する。

両当事者が出頭した場合、裁判所はまず原告、次に被告に審問する。裁判所が両当事者の陳述について、それが訴答手続においてすでに述べたことの繰り返しでない限り、弁論の調書に記録することに留意すべきである。

裁判所は、理由がある場合に期日を延期し、または公的部局から文書もしくは記録を取得する権限を有する。裁判所は、必要とみなす場合に、上記文書またはその真正な写しを裁判所に送付するよう命令することもできる。裁判所は、司法の正当な任務に資すると別途考えない限り、正当な理由なく、そして理由ごとに2回以上、期日を延期することができないことに留意すべきである。

訴訟が判決可能な段階に至ると、裁判所は訴訟を終結して、同日に判決を下すか、または訴訟の終結を決定した日から 15 日以内で判決を宣告する日を指定することを決定する。裁判所には、訴訟の当該期日の審理について記録することを条件として、必要と考えれば、訴訟の終結後に弁論を再開する権限があることに留意すべきである。

判決において裁判所は、訴訟当事者が提起した請求および答弁を承認または拒絶する理由、ならびにその根拠とした法的規定を示すことを要する。

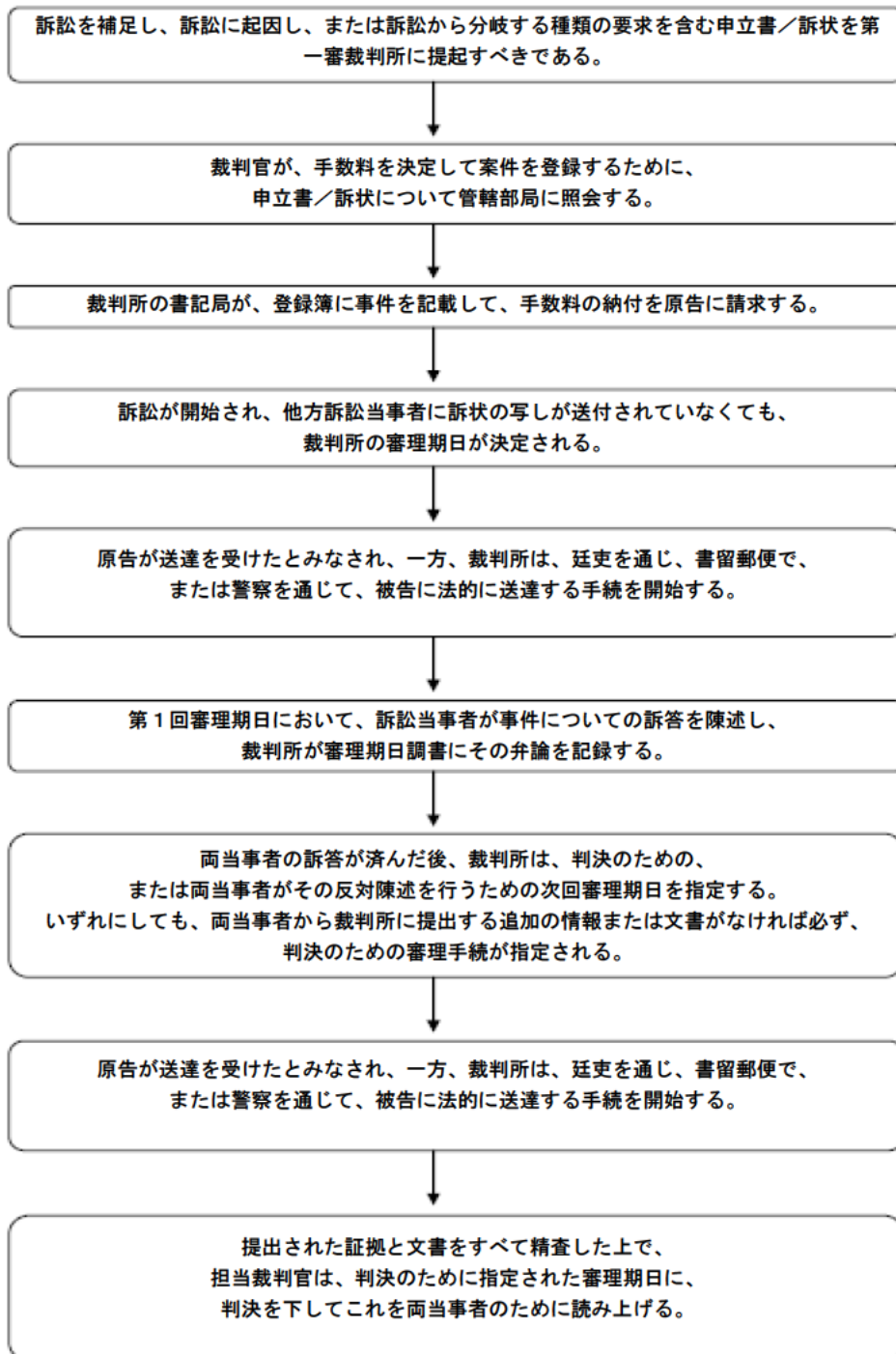
裁判所の判決は、同一の裁判所により覆され、もしくは修正されない限り、または該当する法的手段に従って上級審の裁判所により取り消され、もしくは廃止されない限り、考慮すべきものであり、かつ執行可能であり続ける。

判決に対する異議申し立ての法的手段には以下のものがあることに留意されたい。

- 不出頭の時に下された判決に対する異議
- 上訴
- 再度の正式事実審理
- 破棄
- 破棄決定の修正
- 第三者による異議

民事訴訟提起の費用については、公的手数料と専門家報酬に分かれることに留意されたい。バグダッドで提起された訴訟の公的手数料は 7,000I ディナールであるが、クルディスタンでは 7,500I ディナールである。他方、専門家報酬は原告と代理人弁護士との間の交渉で協議される。バグダッドで民事訴訟を提起および遂行する報酬は 9,000 米ドル～12,000 米ドルであり、クルディスタンでの民事訴訟遂行の専門家報酬は 9,000 米ドル～14,000 米ドルであることに留意すべきである。原告が侵害に対する民事訴訟の一環として損害賠償を請求することができないことに注意を要する。原告に有利な判決が下されると、損害賠償を請求する訴訟を別途提起すべきであり、その際に裁判所は通常、賠償額を決定するために専門家を指名することに留意されたい。

民事訴訟の流れ図



(3) 証拠の収集

知的財産関連の問題において最重要の種類の証拠は、原告が提出する文書である。イラクにおいてか世界中においてかを問わず、原告の権利を立証する際に重要な役割を果たすものであり、侵害行為と不正行為の十分な証拠が提出されると侵害者が有罪とされるからである。裁判所に提出する文書については、すべて公証および認証を受けることが強く推奨される。バグダッドの裁判所に提出する文書はアラビア語に翻訳すべきであり、クルディスタンの裁判所に提出する文書はクルド語に翻訳すべきであることに留意すべきである。さらに、一定の場合には文書のアラビア語翻訳がクルディスタンでも承認されることに留意されたい。

裁判所は、事件に関して重要とみなす事実を証明するために、必要と考える調査手続を行う権限を有する。

原告がその請求の証拠となる正規の証書を提出する場合には、必ず当該証書を被告に提示すべきである。被告は、証書上にある自己の署名、捺印、または拇印について、承認または否認することができる。

イラク民事訴訟法の規定に従い、受入可能な証拠の種類は、以下のとおりである。

- 訴訟当事者の自白および尋問
- 裁判所に提出された証拠
- 証言
- 宣誓

(4) 過失の訴訟（算定の基準その他）

民法典は、民事責任法の根拠となる一定の一般原則（第6条、第7条、および第8条など）を定めている。

第6条

法律上許容されることは責任が否定される。自己の権利を正当に行使した者は、当該行使から発生した損害について責任を負わない。

第7条

(1) 許容されない態様で自己の権利を行使した者は、責任を負う。

(2) 以下の場合には、権利の行使が許容されないものとなる。

当該行使が第三者に損害を発生させることを意図したものである場合

当該行使により求める利益が重要でない場合。例えば、当該権利の行使が、これにより発生した第三者の損害と全く権衡を失する場合

得られる利益が違法である場合

第8条

危害の回避（防止）は、利益の発生よりも価値がある（有価値である）。

第6条の規定により、権利の適法な行使によって害悪を発生させた者は、民事上の責任を負わない。

他方、第7条は、権利の「許容されない」行使、すなわち権利の適法な行使の限界について述べ、権利の許容されない行使として以下の三つを挙げている。

- その権利行使により、他の者を害することを意図している場合
- 他の者に発生する損害が、行使から発生する利益よりも遙かに重大である場合
- 行使から予測される利益が違法である場合

さらに第8条は、損害の防止が利益の発生よりも重要であることを明確に規定している。

民事責任法の主要な役割は、損害補償である。現行の制度運用では、損害が発生する行為を行った者は、当該損害の発生を意図していたか否かを問わず、同一の損害賠償を行っている。したがって、過失により行為した個人は、故意に行為した者と同額の賠償を行うことを要する。

他方、裁判所は通常、損害賠償額を算定し、過失の証明を評価するために専門家の意見を用いることに留意されたい。事件の詳細事項および両当事者の請求によって、1名の専門家か数名の専門家に事件が付託される。専門家は、賠償額の算定および判断にあたり、侵害者の得た利益と正当な所有者が被った損害を考慮に入れる。言及すべきことは、実際の賠償額の最終的決定は、裁判官の単独の裁量に委ねられていることである。

(5) 典型的な成功事例および不成功事例ならびにこれから導かれる提案

成功事例

第1の事例

原告は、被告が商標を登録し、その登録商標と原告の商標とが混同を生じさせるほど類似していたために原告の権利が害されたことを理由として、被告に対する民事訴訟を提起した。

原告には商標の先使用があり、商標の文言は原告の商号の冒頭部分を構成しており、その商号は出所国の先登録を受け、世界中の多くの国で登録されて、世界的な名声を得ていた。

様々な法域の多数の判決が、原告が上記商標の正当な所有者であると明確に述べた。

裁判所は当初、3名の専門家を指名し、その後5名の専門家にこの問題を付託し、専門家らから2018年9月4日に報告書が提出された。この報告書の記載は以下のとおりであった。

- a. 原告は、出所国で商標の先登録を有している。
- b. 原告には、イラク、中東、および世界中での商標の先使用がある。
- c. 被告の商標は消費者に混同を生じさせており、そのために原告は当該商標の取り消しを請求する権利を有する。
- d. 被告の商標の登録を承認した登録局の決定は有効でなく、法的根拠がない。

上記に従って、裁判所は、被告の商標の取り消しを命令した。

第2の事例

原告は、被告が原告の商標の登録を他の商標との類似性を理由として拒絶したため、被告に対する民事訴訟を提起した。

原告は、被告の決定が法に反していると主張し、裁判所に対し当該決定を取り消して、これに従って当該商標の登録を被告に求める命令を下すよう求めた。

裁判所は、両方の商標の詳細を評価して、世界中の原告の商標証明書とともに、被告の行った決定を審査した。

さらに、裁判所は、医薬分野の専門家3名を指名する決定をし、問題を付託して審査を求めた。

専門家は2014年3月22日に報告書を提出した。報告書では、両方の商標間の類似は極めてわずかであり、この類似性が消費者に混同を生じさせる可能性はないとされた。しかしながら、この報告書では、保健省で登録されていた状況において、原告の商標を承認しない理由が認定されなかった。

上記に従って、裁判所は、被告の行った決定を取り消し、被告に対し、原告の商標を登録するよう命令した。

第3の事例

原告は、被告が自己の製品に原告の商標を用いることにより原告の権利を侵害していることを理由として、被告に対し民事訴訟を提起し、裁判所に以下の救済を求めた。

- 侵害性のある商標を侵害当事者が使用することを中止させること
- 100 万米ドルの賠償を得ること

原告の製品と侵害品を比較し、

製品上に用いている商標について侵害当事者が有効な商標登録を有していないこと、その一方で当該商標が原告の名義で登録されていることを確認する必要な情報を商標局から取得し、

被告が侵害性のある商標を付した製品の製造を中止している旨の明確な情報を正式事実審理において原告から受領し、

3,500 万 I ディナールの賠償を原告が受けるべきとの輸出報告書を審査して、

裁判所は、原告に有利な判決を下し、以下のように命令した。

1. 被告は、その過去に行った違法な活動すべてについて、原告に対し 3,500 万 I ディナールの賠償を支払うべきである。
2. 被告は、原告の裁判所費用および専門家弁護士の報酬をすべて負担する。

不成功の事例

原告は、貿易省が商標を被告の名義で登録し、この登録が、消費者に混同を生じさせ、当該商標と原告の商標とに関係があると思わせるものであるから、不正競争であると考えられるため、原告に侵害を与えたことを理由として、被告に対し民事訴訟を提起した。

原告は、世界中での商標の先登録および先使用があるため、原告が当該商標の真の所有者であるとして、被告の商標の取り消しと原告の商標の登録を求めた。

裁判所は、最新の訴訟と当事者と主題を同じくする別判決を参照した。

裁判所は、別判決で被告に有利な決定を下して、被告の商標の取り消しと原告の商標登録の承認を求める原告の請求を拒絶していた。その理由は、被告の商標が登録されて登録証明書が商標局により発行されたことが、2013 年 1 月 21 日に訴訟が提起される前であったことであった。この点につき、裁判所は、原告には被告の出願に対し異議を提起する機会があったが、原告がこの異議を提起しなかったため、その訴訟は拒絶されると説明した。言及すべきことは、別判決は上訴されて破棄裁判所に到達し、破棄裁判所の決定が第一審裁判所の下した判決を維持するとしたことである。

上記に鑑みて、かつ訴訟の当事者と主題が上記訴訟と類似する上記事項について破棄
裁判所の下した決定がすでにあるため、裁判所は、上記訴訟を拒絶することとなった。

9. 他の行政組織の強制

商事管理部(DCC)

これは貿易省にある多数の部局の一つであり、貿易省の中央監督機関とされる。

DCC は 1969 年に設置された。

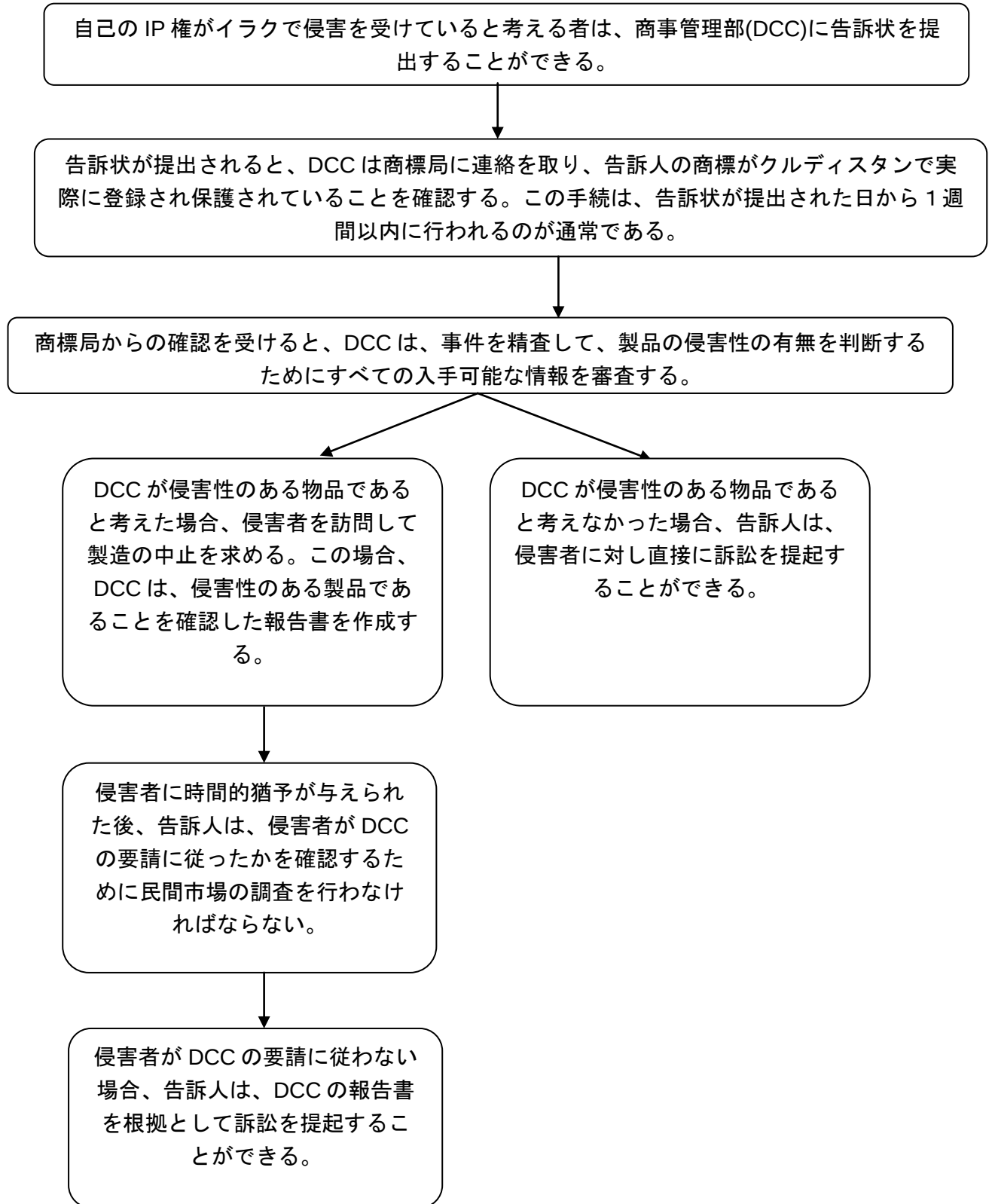
DCC は行政上および財政上、消費財取引中央機関に関係している一方、技術レベルでは、商業省に所在する国内一般取引庁に関係している。

イラク政府が国内のほとんどの経済活動を管理しており、これに関する民間部門の役割は非常に限定されているため、DCC は、物品の輸入とイラク市場での価格について監視する上で重要な役割を果たしている。

クルド人地域が設けられた後、クルド人地域での商標執行の問題は、とりわけ DCC の主要な任務となり、侵害の問題に関連した告訴は、貿易省 DCC に提起することができる。

詳しくは、告訴が提起されて必要な証拠が提出された後、DCC の職員は、商標局と連絡して侵害のレベルに関するフィードバックを取得し、提供を受けた評価に基づき、職員はさらなる検査と調査のために侵害の場所を訪問することができる。侵害が確認された場合、DCC は侵害者に対し、侵害行為を中止して将来侵害行為を再開しないことを確認する旨の保証書に署名して提出するよう命令する決定を下す。侵害者が DCC の決定に従うことを拒絶した場合、またはこの決定がブランド所有者に有利なものでない場合、事件を刑事裁判所に付託することができる。

商事管理部における告訴の流れ図



消費者保護協議会

イラクの消費者保護法は、2010年に施行された。

消費者保護法の主要な目的は、以下のとおりである。

- 消費者に害を及ぼす可能性のある違法な行為から消費者の基本的権利を保護すること
- 消費者の意識を向上させること
- (i) 物品の輸入／製造／市販の一般的ルール／規定に違反する行為、(ii) 消費者に混同を生じさせる行為を禁止すること

消費者保護協議会は、閣僚評議会に関係しているとともに、独自の法人格を有しているため、財政上かつ行政上独立している。

消費者保護協議会は、消費者保護の問題について経験を有する個人が長となり、以下の者から構成される。

- 鉱工業省の代表者
- 商業省の代表者
- 保健省の代表者
- 農業省の代表者
- 通信省の代表者
- 環境省の代表者
- 総合関税庁の代表者
- 総合観光機関の代表者
- COSQCの代表者
- イラク産業連盟の代表者
- イラク商業会議所連盟の代表者
- 農業組合の一つの代表者
- 民間部門を代表する構成員3名

協議会は、多くの任務の中でも、以下の任務を有する。

- 消費者の権利を保護および組織する方針・戦略を決定および策定すること
- 消費者からの苦情を受領し、その対策を講じる最善の方法を判断するために調査を行うこと
- 侵害者に対し、通知の日から7日以内に違反／侵害を中止／除去するよう求める警告を送付し、不遵守の場合には上記期間終了までに訴訟を提起すること

- 消費および消費者に関連する法案について検討し、そのフィードバックを提供すること

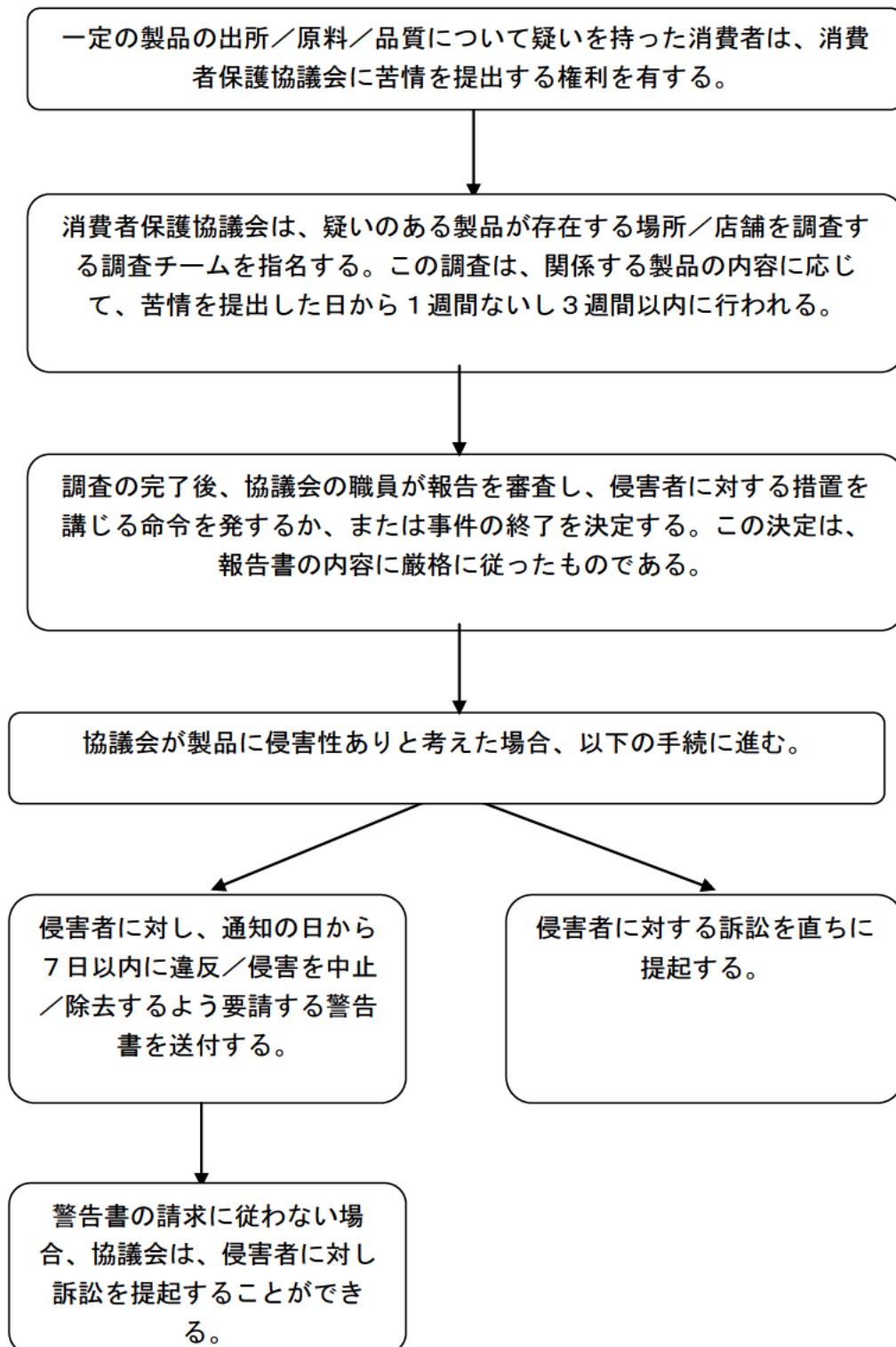
上記のように、消費者保護協議会の任務の中には、侵害者に対し警告を送付して、これに対する訴訟を提起する任務がある。

一方、消費者保護法は、製造者、輸入者、輸出者、販売者、納入者、サービス提供者、広告者、販売促進者に対し以下を禁止した。

- 提供される製品・サービスの成分・構成内容について、何らかの種類の詐取、詐欺、虚偽通知、および隠蔽を行うこと
- 検査委員会および公的当局の代表者に対し、その職務の遂行を妨害するために実力または抵抗手段を用いること
- 以下について製造、販売、展示、または広告すること
 - 公的秩序および公的道德に反する物品・サービス
 - 構成内容、成分、および警告内容の完全なリスト、ならびに製造日および消費期限日が包装上に明確に記載されていない製品
- 製造日または消費期限日を隠し、変更し、または除去すること

損傷を受けた、もしくは期限切れの製品を容器に梱包し直し、
または消費期限の異なる内容物を包装し、
これにより製品の有効期限について消費者に混同の可能性を生じさせること

消費者保護協議会における苦情の流れ図



10. イラクでの知的財産保護および模倣品取り締まりに関する非営利団体（NPO）および NGO の概観

記載なし

11. 知的財産保護に関連する政府関係局の連絡先

文化省（著作権）

著作権および関連の権利の保護に関する国立センター長

Hind Al-Hadithi 氏

電子メール：henda84.com@gmail.com

電話：+964 770 335 0655

公式の電子メール：copyrights.iq@gmail.com

計画省（特許）

標準化・品質管理中央機関(COSQC)長

特許および意匠の登録官

Saad Abdul Wahab 氏

電子メール：cosqc@cosqc.gov.iq

工業所有権部長

Wisam Saeed A'asi 氏

電話：+964 770 974 7231

電子メール：wisamsaeedipo@yahoo.com

鉱工業省（商標）

バグダッド

産業組織開発庁

長官および商標登録局

Alaa Mousa Ali 氏

法務部長

電話：+96418162006

Thanaa Mohan 氏

電子メール：thanaam2008@yahoo.com

クルディスタン

産業組織開発庁

長官および商標登録官

Mosheda Mahjad Zayor 氏

法務部長

電話：+9640662273919 / +9640662273911

貿易省

住所：イラク、バグダッド

電話：+964 780 128 3375

商事管理部(DCC)

住所：イラク、Diwaniyah

電話：+964 770 601 5885

[特許庁委託事業]

イラクの知的財産制度およびその運用に関する調査

2019 年 3 月発行

[作成協力]

Saba & Co. IP

[発行・編集]

独立行政法人 日本貿易振興機構

ドバイ事務所

知的財産権部

TEL: +971-4-5645878

E-Mail: dubai_ipr@jetro.go.jp



本報告書は、日本貿易振興機構が 2019 年 3 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことをあらかじめお断りします。